





が従来就業動向調査というもので普通つかまえておられますのは、一月以上六カ月未満の目標で出かせぎに行く人がどのくらいあるか、こういうつかまえて方をしてありますが、これによりますと大体二十四万弱でございます。たしか、四十三年に二十三万六千だったと思いますが、そのぐらいの数でございます。ただ六カ月上の方もと、たとえ八カ月なり十カ月なり出るといふ方をとりますと、これは別途の調査でございますけれども、五十数万ぐらいでございます。

次に、どのくらいの期間出るといふ御質問でございますが、これは先ほどの二十三万六千人の調査の中で申し上げますと、大体十一月ごろに出まして四月ごろに帰るといふのが一番事例としては多いわけでございます。期間とすると、大体五カ月程度という方が一番多いようでございます。

○鶴岡委員 いまのお話で、やはり出かせぎも二十四万からあるわけでございます。最近、この出かせぎでございますが、特に東北方面を中心に非常に多くなつておるわけでございます。しかも、それも一年のうち五カ月とか、それから半年とか、さらに、それが毎年定期的に都会に出かせぎに出る、こういう傾向になつておるわけでございます。問題なのは、この出かせぎ者の年金の件でございますが、政府当局、厚生省の考え方として、国民年金と出かせぎ中の厚生年金、このかね合ひ——もちろん、これはダブルのわけにはいかないと、思ひますけれども、実際、出かせぎ者に聞くと、そうでもないらしいのですが、これをどういふふう調整していけるのか、その点、お伺ひしたいと思います。

○橋本(龍)政府委員 通常、出かせぎに出られ、厚生年金の被保険者になられた場合、これは当然、国民年金からははずれるわけでありまして、この農業者年金からも当然抜かれるわけでありまして、その場合に、脱退一時金をもし受けられた場合には、これはそこで一たん切れるわけでありまして、また戻られて、あらためて

国民年金に加入をされた時点から、新たに農業者年金の加入も始めていたなければなりません。しかし、この場合に、脱退一時金を手に入れないままに厚生年金に移行され、また出かせぎを終了して帰って来られた時点で国民年金に戻られた場合、こうした場合には、前後の通算をさせていただくつもりでございます。

○鶴岡委員 そうすると、脱退一時金をもつた場合には、そこで切れるわけですが、今度出かせぎに行つて厚生年金に入る、それを、先ほど言ひましたように、定期的にやつた場合に、書きかえを繰り返してやらなければならない、こういうことになるわけですか。大体、出かせぎの人は、いま言つたように、農業者年金といふのは国民年金の上に乗るわけですから、都会へ出て被用者年金となると、手続もいふ言つたように、複雑になるんではないか。出たり入ったりと、こういうことでございまして、その困難という事務手続、その点について非常に困難を来たすのではないかと。東北方面の各市町村については、その点は厚生省のほうとしてどういふふう指導しておられるのか、また、間違ひなくそのたびに書きかえられているのか、この点をお伺ひしたいと思います。

○橋本(龍)政府委員 むしろ、間違ひなく書きかえなければ、年金制度自体が困るわけでありまして、これは当然、書きかえてまいります。ただ、その事務手続上、あるいはそれが必ずしも簡素なものとはいえない場合もあるかもしれません。それらの点には、できるだけふうはさしていただくつもりでございます。

○鶴岡委員 そうすると、農業者年金は、いまお話ししたように、国民年金の上に乗るわけでございます。今度、その次にまた加入した場合、それは累積計算されていくわけでございますね。

○橋本(龍)政府委員 いや、脱退一時金を手にされた場合には、これは当然通算にはなりません、そこで一たん切れるわけでありまして、再度加入された時点、そこから振り出して、初めからの

これは新しいものとして加入をされるわけであり、脱退一時金を手にされた場合にはそういうことでありますが、むしろ、ただ単に、出かせぎの期間中、厚生年金に自動的に移行されたようなケース、すなわち、脱退一時金等に対しては手を触れられないケース、これは通算をいたすというものでありまして、脱退一時金を手にされた場合には、最初からやり直しであります。

○鶴岡委員 わかりました。すると、一年のうち五カ月、六カ月、このように出かせぎに出ていく者が、単純に計算して、半年出かせぎという場合に考えれば、この農業者年金が二十年で一応もらえるわけでございますけれども、半年ずつ出ている場合には、四十年になるという計算も出てくるわけでございます。この点についてどうなさるのか、お伺ひしたいと思います。

○橋本(龍)政府委員 そういふ特殊なケースについて、必ずしも私は的確に知識を持っておりませんので、局長から答弁をさせていただきます。

○廣瀬政府委員 出かせぎの実態はいろいろあることと思ひますが、出かせぎのほうは主で農業経営のほうから従といふような場合には、はたしてこの農業者年金基金に加入すべきであるかどうか、そういう問題もありますので、それは実態に即応いたしまして、そういう実態の場合には、脱退でき得る道もございまして、その辺は実情に合つたように、また、本人のお気持ちにも沿うような運用をやつていきたい、そういうふう考えております。

○鶴岡委員 次の問題ですが、最近の農業経営から見て、非常に兼業農家がふえてきているわけですから、そこで、主人は農業経営主であるけれども、仕事は奥さんにまかせ、それで自分は会社につとめて被用者年金に入っている場合、主人から耕作地の所有権もしくは使用収益権といふものを奥さんに移転し、その奥さんが農業者年金に加入する場合も考えられると思ひます。そうすると、こういう場合はまづはありますけれども、奥さんと御主人が仲がよいければいいのですけれども、離れ

る場合とか、それから、いろいろな事情があると思ひますが、奥さんに名義が移つた場合、今度財産相続といふことになるので、そこで、名義が奥さんの名義になつてしまつておるわけですから、問題が出てくるのではないかと、こういう可能性も考えられるわけですか。この辺の配慮について、この法案をつくる過程においてどういふふう検討され、また、どういふふう考えていかれるのか、この点についてお伺ひしたいと思います。

○池田政府委員 この問題は、農業者年金制度の本来の考え方の問題につながる問題だと思ひます。それで、私どもが考えておりますのは、農業者年金といふのは、やはり農地の経営移譲に際しまして、農地がいろいろ動くわけでございますけれども、その場合に、それを経営規模なり、あるいは後継者移譲の場合には若返りといふことになつていく、こういう制度でございまして、農地の処分権を持つておられない方を農業者年金の対象にするといふことは、そういう点から言つて非常にむづかしいわけでございます。したがうして、その農地の処分権を持つておる農業経営主を対象にしているわけでございます。もちろん奥さんがそれである場合には問題はございせんけれども、そうでない場合にこれを対象にするといふのは、非常にむづかしいわけでありまして、それで、例外的に後継者を加入する資格を認めておられますけれども、これは後継者は、農地の処分権を持つておられませんけれども、いづれ農地の処分権を持つておるわけでございますので、そういうことで、後継者は例外的に認めたといふことで、農地の処分権を持つていない奥さんを対象にするといふのは、制度の趣旨から言ひまして困難でございまして。

○鶴岡委員 次は、耕作または養畜の縮小の場合、いわゆる自留地のことでございけれども、法律から言ひますと、経営移譲者が農地等のうち、その者の日常生活に必要な最小限度の面積として政令で定める面積に相当する面積の農地等を除いた残余のすべてについて、農業者年金の被保険者等に



上げられることではございませんけれども、試験の一つの過程といたしましては、かりに五十五歳以上の方が平均的な年齢まで生きたという場合と一体どのくらいの生計費が要するか、それを一応試

くてもこの給付基準が変わらないということになると、この農業者年金制度の設立の趣意に多少反してくるのではないか、このような感じもするわけですが、規模の大きい場合は大きいよう

農家が資金を借りたいのは、やはり低利で長期の資金ということになります。これを基金が行なうわけでございますが、はたして積み立てられな

○池田政府委員　ただいまのは農地の取得に關します融資だと思ひますが、これにつきましては、さらにこまかい点は基金の業務方法書で定めるこ

となるわけですが、私どもは大体方向として考えておりますのは、その融資の対象になりまして土地を担保にとりようのはこれは当然だと思ひます。それ以外に人的保証、人的な担保を徴するかどうかということにつきましては、原則的にはその必要はないのではなからうかというふうな考へております。

なおその他の手続等につきましては、これは業務方法書で詳しくきめたいと思ひます。

○鶴岡委員 もう一つですが、農業者が基金に拠出する掛け金というのは、大体年間百八十億円にものぼるわけですが、将来基金に積み立てる資金は相当額にのぼるわけですが、それらの積み立て金がほんとうに農民の金として慎重に扱われ、農民の福祉向上、福利施設等に還元され、運用されるわけですが、それども、この還元、運用の面でその配分が農業者年金の積み立て額に比例算出されて、そうして各都道府県に配分運用されるのか、それとも各農家から申請があり、また強い要望があったところ、そういうことではないと思ひますけれども、要するに被保険者の一部に使われるような片手落ちにならないように運用していかねばならないと思ひます。その運用の方法、方針ですか、それを教えていただきたいと思ひます。

○廣瀬政府委員 積み立て金の運用につきましては、先ほど政務次官からお答えしましたように、原則は安全、確実かつ有利ということでございまして、その原則のとりつづけるだけ福祉の方面にも使うということになるわけですが、その使い方にきましましては、まだ具体的にはきまっておりませんが、考え方としては、一つはやはり拠出した量ということと、それから福祉に対する地方、地方の要請ということ、この二点を総合的に勘案して公平に使うということに考へております。

○鶴岡委員 次に農地等の売り渡しのところでございますが、法律によると、基金は、農業者年金の被保険者等に対し買入れた農地等またはその

附帯施設を売り渡さなければならないものとする、ただし、耕作または養畜の目的に供することと相違した農地等またはその附帯施設についてはこの限りでないものとすること、こういうふうになっておるわけですが、この目的以外の目的に供することが相当となった農地等でございますけれども、この農地等というのは、どんな場合が予想されるか。もう一つは、その相当といふのはどこで基準がきめられるのか、この二点についてお伺いしたいと思ひます。

○池田政府委員 これは非常に例外的な場合だといふふうに私も考へておるわけですが、たゞ、たとえ基金が将来どなたかの規模拡大に役立つという前提で農地を買った。ところがその後、これは一つの事例でございまして、かなり状況が変わりまして、たとえばそこに今度は新しい道路計画ができてきたというふうなことで、どうしてもそこは道路用地として使うことが必要であるといふことになりました。そういう場合に、それは基金の本来の目的から違つたら、道路用地には売れない、こういうことになりまして、これは非常に実態上おかしなことになると思います。で、そういうようなやむを得ない場合には、それは処分をしてもよろしい、こういうふうな意味でございまして、これは一例でございまして、

それで、どういふような基準でやるかということにつきましては、これは業務方法書でできるだけ詳しくきめたいと思ひますが、大体考へ方としては以上のようなことでございまして、

○鶴岡委員 基金の土地買入れのことですが、これも先週の瀬野委員の質問の中で、過疎地帯の土地を基金で申し入れによって全部引き受けるのかという点に対して、農政局長から条件さえ合えばという答弁がたしかありましたけれども、この条件さえ合えばという、その条件というのはどういふ条件でございましょうか。

○池田政府委員 これはその後にお答え申し上げておるのでございしますが、基金が買いますのは、原則として農業振興地域において買う、こういう

ことでございまして。私は過疎地域も相当農業振興地域になるのではないかとおもうに思つておりますが、そういう農業振興地域に該当するような過疎地域におきましては、もちろん土地を買う。ただ農業振興地域にならない場合には、これはたゞま上買入のが非常にむづかしくなるわけでございます。それから価格、条件等が、基金の業務方法書におきまして定めるような条件と合致をしなければ、これは買えないのは当然でございまして、

○鶴岡委員 土地の売り渡し、買い受けですが、たとえば農協には効率的なよい土地があつて、そして基金には悪い土地が集まるということも考えられるわけですが、そういう場合には、基金の資金的にどうなるのか、もし悪い土地がたくさんプールされるといふことになる、基金の効率的な運営といふのは非常にむづかしくなるのではないかと。この点についていかがでございしょう。

○池田政府委員 確かに運用のいかんによりましては御指摘のような問題が出てまいらうかと私も思つておりますので、基金が土地を買う場合に、これは市町村とかあるいは農協等がやりまう場合とは、できるだけ競合しないようにいたしたい。そういう地域の実情に合ひまして団体等が行なう場合には、なるべくそういうものに積極的に行なうことをいたしたいと考へて、基金がしつてそういう場所に出しやばりまして、基金がしつてやうなことはいたしたくない、こういう考へでございまして。ただやはり基金は離農者の御援助をするといふことで、そういうような団体がないようなところとか、事業をやつてないような場合に、これは基金が申し込みに応じて買ひわけでございますので、条件のいい土地ばかりが集まるというところでもないと思ひますが、これは将来の規模拡大に役立たせようというのがねらいでございまして、そういう意味におきまして、十分事業の実施につきましましては私も注意をいたしたいと思ひ考へてございまして、

○鶴岡委員 今国会において土地の流動化、それ

から農業の規模拡大、こういうことで農地法、農協法が提案され、さらに現在審議中のこの農業者年金法案が制定されようとしておるわけですが、基金、この三つが土地が売買できるようなわけでございます。先週も質問の中にありましたが、この三者がある面においては競合、かち合うところが出てくるのではないかと、このように思われるわけですが、この三者の優先序列、これはきめられないかも知れませんけれども、それよりも取り扱い内容においてどう違ふのか、分野調整をどうするのか、その点をもう少し詳しく説明していただきたいと思ひます。

○渡辺政府委員 合理化法人、農協等は必ずしも農業者年金の被保険者の土地を買うというふうには限つていないわけでありまして。この基金は、農業者年金の被保険者の土地を買うのだ、この点が限定をされておる。その次に、売り渡しの場合においても、基金のほうには被保険者の規模の拡大、こういうものに役立つものに売り渡すのだ。それから買入の場合も、農業者年金ではその引き受け条件として、居住地を除いて一括して土地を売り渡すといふようなことが必要なわけでありまして。ところが合理化法人等では、こま切に売つても買ひます。基金のほうは一括して売るものでなく、

ては買ひません。こういうような点が非常に違ひがあるわけでございます。したがつて、おのづからそういうところで分野が多少異なつてくると思ひますが、しかしながら、同じ地域で基金と農協等が競合するといふようなことが全然ないといふわけでもございせんので、これらが競合をしないうちに、今後いろいろとこまかい取りきめをして、御心配のようないことのないようにはかつていきたい、かように思つております。

○鶴岡委員 いまの説明で、政務次官もそういうように説明されるわけですから、よくわかるわけですが、私もちょっと聞けばわかるわけですから、農家のほうにすれば、離農の場合もそれから

耕地の縮小の場合も、単なる土地の換金の場合も、これは土地を放すということについては変わりはないわけですから、いろいろそこで惑われないように、いま政務次官の言われたその趣旨を農家の方はどこへ行けば納得のいく回答を得て、そしてどこへ売ればいいのかというこの指導が私は大切じゃないかと思うのです。そういう点について、農林省のほうとして農業委員会とかまた農協とかしつかり相談の窓口をつくるということ、それから一ぺん農家にこのような改正になって、こういう土地はこういうところへ、こういうように指導していただきたいと思えますけれども、それを要望しておきます。

それから次の問題です。最後の問題になります。昭和三十九年にいわゆる税法の改正で生前贈与の特例法が五年間の時限立法でつくられたわけです。その後五年を経過した今日、なおこの制度が農業対策上必要であるとして昭和四十八年まで適用期間があるわけですが、ところでこの特例法の設けられた趣旨、元の総理の池田勇人さんが昭和三十八年の衆議院選挙において、農地を一括して生前贈与しても贈与税はかけないようにする、こういうように公約されてからのこの特例法が設けられたわけですが、その趣旨を簡単に説明していただきたいと思えます。

○渡辺政府委員 戦後になりまして民法が変わって、均分にはだれもが相続をするということができるようになったわけでありまして、そうしますと、死亡後において兄弟がお互いに相続、分け前をよこせというようなことで農地が細分化されるというような危険性も出てきたわけでありまして、これを未然に防止するためには、やはり現在の経営者が、当然自分の意思を継いで営農をやってくれる、普通の場合だったら、おやじさんがうちをとってあとを継いで働いておる長男にというのが普通の場合であります。そういうのに何とかひとつ土地をまとめて生きているうちに贈与をしたい。ところがこれは贈与税が相当高いので、贈与するというと多額の税金がかけられる。とてもそ

れでは贈与してもらっても何ものならない。これじゃ困る。そこで何とか税金がかからないようにならないかということで相当研究をしたわけでありまして、ほかの業種との関係もあるので、贈与税を全然免除してしまうということはできない。そこで一応贈与税は計算をいたします。計算はいたしますが、その支払いについては、これは相続開始のときまで延期をいたしましょう、利息もつけません、そうして相続開始が行なわれたときに生前贈与された贈与税については相続税と計算し直して、それで相続税の計算で清算をする、こういうことですから、まあわかり安くいえば、税金は払わないでいて、相続のときに相続税を払えばいい、しろうと流にいわばそういうわけでありまして、そういうことでこの制度は生まれて、農地の細分化を防止するという趣旨から、それがしやすくなるためにつくられた特別措置であります。

○鶴岡委員 この特例法は昭和三十九年から施行されたわけですが、今日に至るまでこの特例法による生前贈与された件数、それもできれば贈与した者が五十五歳未満と五十五歳以上の二通りに分けて、わかつたら数字を教えてくださいなと思えます。

○池田政府委員 年齢別はデータがないようでございますが、三十九年から四十三年までの件数といたしましては、約一万九千弱でございます。該当いたします金額としては、約九十億円くらいあるようでございます。

○鶴岡委員 私の調べた数字では、三十九年が三百四十四件、四十年が千六百七十九件、四十一年が三千五百三十三件、四十二年が五千二百二十八件、四十三年が七千九百八十一件、四十四年と四十五年は出ておりませんが、この数字を見ると大体年間七〇%から八〇%の割りで増加しておるわけでございます。これはこの特例法の浸透によつてまだ見えるのではないか、このように思うわけですが、この特例法は先ほど政務次官からお話のあったように、いわゆる政府の政

策でこれをつくったわけですが、また、その奨励によつていまのような数字が出てきておるわけですが、この生前贈与した者に対して、五十五歳未満の者は、この農業者年金基金法からいくと、もう贈与しているわけですから当然加入できない。またそれ以上の者については、離農給付金が離農してももらえない、もうすでに名義は変更されておるわけでございます。そうすると、これは私の考えで矛盾してゐるのではないかと、政府の奨励によつて、そのまゝ受けて生前贈与した者が今度は年金にも入れない、また給付金ももらえない。こういうことになる、これは問題ではないか。この点について何か救済する方法を考えておるのかどうか、この点最後にお聞きしたいと思えます。

○渡辺政府委員 理論の上ではそういうような御心配もありませんが、現実の問題として、五十五歳未満で生前贈与をしているという人はまずまずほとんどないといつていいくらいに、私は実例としてはないであろうと思つております。今度の農業者年金法では、加入できる人は五十五歳未満の方ですから、その人が生前贈与したために五十五歳未満であるけれども加入できないということ、これは、理論上はありますが、現実の問題としてはまずまずないであろう、こう思つております。

それから、生前贈与の件数というのは案外少ないのでありますが、これは非常に最初のうち理解が間違ひまして、むしろに贈与する場合は、贈与ならばみんな税金がかからないと思つて、部分的に贈与しても税金がかからないと思つて贈与した人があるわけであつて、そういう人がたいへんあつたことが、一時混乱期にあつたわけでありまして、それで、生前贈与が一時非常にはかどらなかつた。

それからもう一つは、生前贈与をしてしまつても老後保障ということがいままではなかつたわけでありまして、したがつて、嫁やむすこの働きぐあひを見て半分くらいいりあえず贈与しておこう

か、なお一生懸命孝養を尽くしてくれるならば残りの半分くらい贈与しようかという気持ちはあるのでありますが、最初から全部贈与してしまつてあとで手のひらを返すように親を粗末にされてはたいへんだ、そうかといつてだれも小づかいをくれる人がないということで生前贈与が進まなかつたのですが、農業者年金法ができて、一括して贈与しても将来は小づかいをあげますよということになれば、両々相まつて生前贈与が経営の若返りということに相当するのではないか。したがつて、この法律は時限立法でありまして、これらについてももっと期限の延長、あるいは中身についても農業者年金法の実行に非常に役立つようにもつと研究をする必要もあるのではないかと、かように思つております。

○鶴岡委員 悪く考えれば、それで名義をむすくに渡してしまつて、贈与してしまつて、給付金ももらえないから、またとりあえず三反歩なり五反歩なり名義変更して給付金をもらつて、こういう人はないと思ひますけれども、そういう可能性も出てくるわけですが、したがつて、いま申しましたように、この点についての救済方法を何か考慮して考える必要があるのではないかと、このように思つております。これを一点要望しておきます。

以上で私質問を終わりますが、この農業者年金基金法は、いづれにしても新法であるために、施行にあたってはいろいろと難点また問題も出てくることは十分予想されるわけでありまして、しかし、あくまでも農民のための農業者年金であるわけでございますから、それが必須条件でなければならぬわけですが、政府当局もこの点よく考えて、運用上支障のないように特別な配慮をされることを期待して、以上で私の質問を終わらしてまいります。

○草野委員長 松沢俊昭君。

○松沢(俊)委員 いろいろ皆さん質問されましたので、補足的な質問になりますが、若干質問して

みたいと思います。

いまの農業者年金基金法という、提案されておられますところのこの法律と、それからこの前審議いたしました農地法の改正案、それから農協法の改正案、私はこの三つがセットだと思っております。そして離農の促進というものをやっているという、こういう意図でこの法律が出ていると思いたすが、政務次官、どうお考えになりますか。

○渡辺政府委員 これは離農の促進だけが目的ではありません。農業を近代化するために規模を拡大したり、優秀な経営者を確保するために、また経営者の若返りをはかたり、農地保有の合理化を促進したり、いろいろな目的がありまして、そうして高効率の近代的な農業を営ませようというのであって、確かに農地法、農協法、農業者年金法というものはそれぞれ有機的な関連性を持たしていったことのほうがより一そういま私が言った目的を達するためによい、かように思っておりますから、どういう意味でセットということをおっしゃるのかわかりませんが、いわばセットだと考えて差しつかえないと思いたす。

○松沢(俊)委員 政務次官が言われますように、効率性、それから合理的な近代農業、こういう農業をつくるには、やはりいまのような五百四十万戸の農家、しかも農地の面積からいいますと約五百七十万町歩ですか、非常に零細なのでありまして、この零細な農業経営ではうまくない、だからもっと規模の拡大をやっているという考え方にはなるわけなんです。そうするとやはり一部は整理をしていかなければ近代化ができない、こういう意味で三つの法案がセットになっているんじゃないか、こういう質問なんです。

○渡辺政府委員 ですから、あなたのほうは離農のことばかりおっしゃってありますけれども、そのほかには先ほど言ったような意味を含めて、その中には、離農をやりたい、離農して他産業にいきたい、あるいは離農して別な仕事をやりたいという人にお手伝いもしてあげることが必要でありますから、離農についてもそれがしやすいように、

政府はそういう御希望の方にはあたたかい手を差し伸べてお手伝いをしましょう、こういう意味の法案であります。

○松沢(俊)委員 そこでお聞きしますけれども、これは資料が出ておりますが、その資料によりますと、昭和三十五年の十二月から昭和三十六年の十二月までの一年間の離農の率というのが一・五九%となっているわけでありまして、それが九%となつてはだんだん減つていくわけなんです。昭和四十二年の十二月から昭和四十三年の十二月までは一・三六%、戸数の面におきましても九万五千戸から七万三千戸というふうに減つていくわけなんです。政府のほうでは、できるならば離農するものは離農して、そうして規模の拡大をはかりたいというところの意図があるにもかかわらず、どうして現実には離農が、率の面からいましてあるいはまた戸数の面からいましてだんだん減つていくのか、その点御見解をお聞きたいと思いたす。

○池田政府委員 離農の戸数というのは従来わりあい一定であつたわけでございます。九万あるいは八万台というところでございますが、御指摘のようにごく最近若干減少しております。この理由は必ずしもはっきりはわからないわけでございますけれども、して想像いたしますと、たとえば農村におきましていろいろ雇用の機会が出てきたというふうなことで、村を離れまして、いわゆる挙家離村といひますか、そういうふうなことをしなくても兼業といひますか、そういうふうな面がかなりあるわけでございますが、そういう機会がややふえてきたということが一つ考えられるわけでございます。

それからこれは必ずしも当てはまるかどうかわかりませんが、従来ともある傾向でございますけれども、地価の値上がりというのは御存じのように非常に著しいものがございますので、土地を保有したいという意欲が、これは前から高いわけでございますけれども、そういうことがあるいは若干影響したのかなという感じもいたします

が、これは的確ではございません。

それから一般的にはそのほかに、老後の生活に現状におきましては必ずしも一〇〇%心配はないというところまでいってありませんので、そういうことで完全に家をたたきまして他の職業に転換をするというのにはなかなかむずかしいということ、一万数千が減つた理由いかんというお尋ねでございますけれども、確かなお答えにはならなかったのじゃないかと思いたすが、一般的にはそういうようなことでございます。

○松沢(俊)委員 いろいろ理由はあると思いたすけれども、私は一般的には、農業をやっているよりもっと将来とも安定するところの場所があるというところになれば、これはやはり離農していくと思うのです。ところが、いま農業以外の場所就職をするにしても、雇用安定の条件というものが、それがら言ひましたような老後保障的なものが確立していない、こういうふうなところから離農が滞滞してゐるという大きな原因があることを突きとめなければならぬじゃないか、こういうふうな点に考えるのですが、それはどうでしょうか。

○渡辺政府委員 おっしゃる通りだと思いたす。○松沢(俊)委員 そこでこの農業者年金基金法案ですが、これはいまの日本の社会的な条件からして適切であるかどうかということになりますと、どうも私は適切でないという感じを持つのです。ということは、いま次官の答弁があつたように、他産業が受け入れる体制のないところに、こういう離農させるような法案を出しても、政府が考えているような方向に日本の農業がいくかどうか、はなはだ疑問と思いたすが、この点はどうお考えになりますか。

○渡辺政府委員 それはやはり就職口がなくては離農したくても離農できませんから、そういう点ではあなたと同じ意見であります。したがって、今後政府としては、地方にも工場を分散するといふような大方針も打ち出しておるわけであるし、あるいは大型農道というふうなものもこしらえて

農村の交通の便をよくするとか、農地法のある程度の緩和をはかつて工場敷地が確保されるようにするとか、そういうこともするわけでありまして、それと同時に、離農したくとも、現実の問題としてたばななり畑があつて、それを草ぼうぼうにしておくわけにはいきませんから、完全に離農して他人に売り払う場合は別として、離農といつても同じうちの中で五人働いてゐる人が二人離農して、三人でいいという場合の離農もあるわけなんです。またこの農業者年金法でいっているような経営者それ自体の離農というものもあるわけですが、その前者についてはやはり離農しやすいような生産性の向上というふうなことをはかっているかなければならぬので、それに対する諸般の施策というものをあわせて政府は考えてやっておるわけでありまして。

○松沢(俊)委員 そこで法律の内容にちよつと触れてみたいと思いたすが、離農させたいところの対象というところになると、やはり零細経営ではうまくないのだから、それを規模の拡大をやりたいということになりますから、中小の農家が離農していくということが望ましいというふうにお考えになるのは当然だと思いたすが、そこでいま農家の公租公課の中でどういふものが一番重い負担になっているか、その点をまずお伺いしたいと思いたす。

○渡辺政府委員 私、手元に数字を持っておりませんけれども、いま所得税も相当大幅な減税になつておりますので、所得税がかからないという農家が非常に多いわけでありまして、したがって、やはり固定資産税というふうなものが、税金の中では、農家の負担としては平均すれば重いんじゃないかというふうに思いたす。

○松沢(俊)委員 内容が事務当局のほうでわかりましたら、お答え願ひたいと思いたす。○池田政府委員 いろいろあるわけでございますが、たとえば四十三年度で見ますと、租税公課の合計が一農家当たり、これは平均でございますけれども、約十万円でございます。その中で租税

と公課を分けてみますと、ちょうど半々でございまして、租税が約五万円、それから公課諸負担のほうは約五万円でございます。それからさらに租税の中を分けますと、市町村税が三万円で約六割、国税が一万二千円、それから道府県税が七千円、こういうようなこととございまして、租税の中で市町村税のウェイトが高いわけとございまして、それで市町村税の中身といたしましては、たとえば固定資産税というようなものがかなり高いわけとございまして、一万円くらい、三分の一ぐらゐを占めておるわけとございまして、それからなお、市町村税の中で国民健康保険税というのがございまして、これが一万一千円ぐらゐでございまして、それから諸負担でございますが、諸負担はいろいろあるわけとございまして、その中でやはり比較的多うございまして、社会保険の負担でございます。これが約二万四千、五千円でございまして、その社会保険の中身を見ますと、国民年金等は比較的少ないわけとございまして、その他の社会保険料という項目が出ておるわけで、これは被用者年金の関係ではないかと思ひます。大体そのような状況でございます。

○松沢(俊)委員 いま局長のほうから御答弁がありましたのは、これは平均だと思ひますね。平均ですから、大きい農家も小さい農家も含められておる、こういうことになるわけとございまして、そこでお話もありましたように、国民健康保険税というのは、これは高いというところで、どこの市町村でも大問題になっているわけとございまして、その平均が二万二千円程度ということになっているわけとございまして、これはやはり中小の農家というところになりますと、これはやはり下がっているところとございまして、下がったとしても、たいへん重たいところで不平が出ているわけとございまして、ところが、今度の年金基金の掛け金というところになりますと、結局七百五十円のところと国民年金が四百五十円、それから奥さんが四百五十円、こうなる、それから所得の国民年金の中の三百五十円という部分が入るわけとございまして、合計いたしました二万円ということになります。これが十二月というところになりますと二万四千円、こうなるわけとございまして、平均しても国民年金の場合においては二万二千円ということになります。今度平均から大きな農家を除いて考えた場合には、それよりも安くなっているはずなんです。ところがこの年金基金は、中小の農家に強制的に年間に二万四千円を負担させるといふことになるわけとございまして、これはたゞして農民がこの年金を歓迎するといふ気持ちになるかどうかというところになると、私は非常に無理だといふ感じを持ちますが、その点はどうかお考えになりますか。

○渡辺政府委員 これはやはり老後保障あるいは経営移譲といふことの年金、こういうことが将来もあらえるといふ約束がありますから、私は農業団体等でも早くこの法案を成立させてくれといふ御要望が強いのを承知して、やはり歓迎していただければ、かように思っておりますわけとございまして、

○松沢(俊)委員 それは国民健康保険にいたしましても、病気になるたつた医者にしかれるといふ特典があるわけとございまして、それで不平が出ておるわけとございまして、国民年金の制定の場合におきましても、市町村のほうで促進運動といふやつがあったわけとございまして、しかし、これに対するところの反対運動といふものもまた強かったわけとございまして、いま農業者年金基金法といふ法案を早く通していただくと、これは全国農業会議所傘下の農業委員会といふことになるわけとございまして、農業委員会というものは市町村から金をもらっているわけとございまして、あるいは国から金をもらっているわけとございまして、そういうことになると、これは政府の外郭団体といふような感じを持ったほうがいいじゃないか、こう思ふのです。そういう点からいいたしまして、ほんとうに年間二万四千円の負担といふものに対して抵抗が出てこないといふふうにお考えになつていけば、これはやはり農村の実情といふものを政府のほうでは理解しておられない、こういうふう

に私は感ぜざるを得ないので。そういう点、特に政務次官は農村出身なんです、農村出身の人であるなら、これはやはり重たいといふふうな感じを持たれるのが普通だと思ひますが、どうですか。

○渡辺政府委員 確かに国民健康保険ではそういうふうな話が一つありましたが、最近では非常に定着をいたしたわけとございまして、定着をして、病気になる人は、たいへんありがたい、病気になるてみて国民健康保険のありがたみがしみじみわかりました、こういうことをわれわれはしよつちゅう聞かすわけとございまして、ただ、全然病気をしない、何か掛け捨てで一つもくやぐやがないといふふうに考えるのは、これは当然でありまして、この点は共済制度等でも同じであつて、災害が全然ない、どうも共済なんかやめたいといふじゃないかと、ううのです、たまたま忘れたところに災害が来ると、やはり共済があつてよかったといふことと同じ形でなろうかと私は思ふのであります。

二万四千円といふお話でございますが、これは国民年金を含めての話でありまして、七百五十円ふえるだけでありますから、七百五十円ふえて、二十年掛け金して六十から六十五まで一万六千円、二十五年で二万円といふものが、現在の国民年金ではもらえないものが今度はもらえるといふことになれば、よく考えれば、安いとは申しませんが、まずまず適当なところではないか、かように考えておる次第であります。

○松沢(俊)委員 厚生省のほうに聞きますけれども、国民年金の当然加入者の中で、年金に加入してないところの教といふのは大体どのくらいありますか。

○橋本(龍)政府委員 国民年金の所得比例部分に加入しておられる方で年金に加入しておらぬ者といふ御質問の意味がわかりませんが、どういふことでしょうか。

○松沢(俊)委員 私の地域では国民年金に反対する運動が起きまして、それで年金に加入してないところの人たちがいるわけとございまして、まだ入

ておらないのです。要するにそういう当然加入の人であつて加入しないところの人がまだいると思ひます。

それからもう一つ聞きますけれども、国民年金の掛け金の滞納といふのは大体どのくらいになっているか、お伺いしたいと思ひます。

○橋本(龍)政府委員 現在国民年金には九八%の方が入つておられます。住所不定の方もわが国民の中にはありますから、二%程度は加入しておられぬ方もございます。いま先生の御質問のような趣旨は、私どもとしてはちよつと理解しがたい点がございます。

○松沢(俊)委員 滞納は……

○橋本(龍)政府委員 九三%の方が払つておられるのでございまして、滞納率は、加入しておられる方だけを対象にすれば五%ということになるだらうと思ひます。

○廣瀬政府委員 滞納の問題につきましてちよつと補足いたしますが、国民年金につきましては、もちろん強制でございますので、中には所得のない方もございます。そういう方には免除の制度を設けております。

○松沢(俊)委員 五%というのは免除も入っているわけとございまして、

○橋本(龍)政府委員 免除を抜いてだそうであり

○松沢(俊)委員 金額にして大体どのくらいになりますか。

○廣瀬政府委員 いま数字を調べてあとで御答

○松沢(俊)委員 じゃそれは答弁してからで

ますが、それから、これも農林政務次官は専門でありますけれども、日本の農業の経営の実態といふことになると、要するに大体夫婦二人で農業経営をやるといふのがやはり経営の実態だと思ふのです。そうしてあと継ぎがくると、そのせがれに嫁をもらつてあとを継がせる。そしてまた二人が農業経営の中心になつていく。これはやはり日本の農家の実態だと思ふのです。ところがこの年金

は経営主、要するに名義人だけが対象になっておいて、妻というのはその対象にならない。農民にも年金、恩給をくれるところの立場であるとするならば、この二人のやはり老後の保障が行なわれる、そういう制度にならなければならぬと私は思うのです。そういう点からすると、日本の農業の実態というものとだいぶやはり食い違った年金制度ということになるのじゃないか、こういうぐあいに考えますが、この点は次官はどのようにお考えになるか、お伺いしたいのです。

○渡辺政府委員 この年金は老後の保障ということと合わせて、経営規模の拡大や農地の合理的な保有、こういうものを援助しようという法案であります。したがって、離農をするような場合において経営者がだれであるかということになりますと、やはり実際おれが働いたんだからおれが経営者だとかどうとかいっている問題が起きるが、なので、経営者であり、またその実際の所有者であるというパーセントはどのくらいあるかということ、全体の約八〇強という実態でもありますが、やはりこの所有者と名義人というものを経営者にしておいたほうが、加入の資格や、あるいは離農したときの問題等において争いが起きないのではないか。それから土地の処分、第三者または自分の後継者に農地等を譲り渡す、経営を移譲するといふ場合に、やはり土地の処分権者がその中心にならなければならぬわけでありまして、どうしてもそういうことを考えると、これは土地の名義人を経営者と見ることが一番いいだろう、こういうことで、いろいろ議論があった結果、土地の所有者を経営者、こういうふうに見ることにしたわけでありまして。

○松沢(俊)委員 私の聞いておるのは、経営者がだれであるかということよりも実際の農業経営をやっておるという実態はどうであるかということになりますと、夫婦二人が農業経営をやっておるというのが実態である。農業者に年金を支給するということが当然なわけである。ところがこの年金法

案はそうではなしに妻は除かれている。そうすればその農業者の老後の保障をやるということの立場からするならばちょっとおかしいじゃないか、こういう質問なんです。それについてどういうわけで妻を除かなければならなかったのか。

○池田政府委員 これは基本的な農業者年金の考え方と関係があるわけでございまして、単に老後保障というだけではない、農業従事者である妻を対象にするという考え方はあり得るわけでありまうけれども、今回御提案申し上げておる農業者年金では経営移譲を促進する。経営移譲に際しては経営の若返りとか、あるいはさらに離農をいたします場合にはその土地の規模拡大につなげていく、こういうことにかんがりのウェットがあるわけでありまして、もちろんそれだけではなしに、それ以外にも国民年金と合わせまして老後の充実をはかっていくということもございまして、そこにかんがりの大きなウェットがございまして、農地の処分権を持てない、いわゆる経営者でない配偶者につきましてこれを対象にすることをいたさなかった、こういうこととございまして。

○松沢(俊)委員 年金ということになれば、農業者に老後の保障をやること、年金ということがあるならば、これはやはり夫も妻も同一の取り扱いを行なわれるのが当然じゃないか。ところがこの年金基金法は妻が除かれているということになる、この年金という名前についてはおられるけれども、これは経営移譲という、そこに重点が置かれておるためにこうなったのかどうか。

○池田政府委員 これは理解のしかただと思うわけでございますけれども、私どもは年金と申しますものはすべて老後の保障、純粋な老後保障だけでございます。というふうには考えておらぬわけでございます。といいますのは、今回はこれはあまり日本の場合には新しい例かと思ひますけれども、要するに経営移譲を支給要件にいたしましたし、経営移譲した後の老後保障、老後の生活の安定をはかる。要するに経営移譲した場合にあと老後に不安があれば経営移譲が進まないわけでは

いますから、そのあとの不安をなくそうということとで経営移譲とひっかけて老後の保障を見よう、こういうことでありますから、その経営移譲の権限を持てない方を対象にできない。だから年金を単純な年齢要件だけの老後保障に限ればお話しのようなことに相なるかと思ひますけれども、私どもはそれは考えておらないわけではござい

○松沢(俊)委員 局長、理解というのは実態の上から理解が生まれてくるのです。日本の農業の実態というところになれば、これは夫婦二人で農業経営をやっておるのです。名義があろうとこれは間違いのない。ですから、老後になればその一対が当然保障を受けるというたてまえになると思うのです。ところがいまこの法案では妻が入ってこないということになれば、やはり経営移譲というところの重点がかかっておるから、こうなるのであって、年金に重点がかかっておるならば、こうならぬじゃないか、実態の上から理解が成り立つとするならば、そうならぬじゃないかと私は思うのですが、そういう確認で差しつかえないですか、どうですか。

○池田政府委員 年金というのは、非常に狭い意味に規定をいたしまして、年齢要件による老後保障というように規定したおしと申します。とおりだと思ひます。したがって、私どものほうは経営移譲に重点がかかっていると申すならば、そのとおりでございまして、経営移譲を促進する。しかし、その経営移譲の促進というところは老後生活の保障ということと無縁ではございまして、非常に密接に関連をいたしておる、こういうことと

○松沢(俊)委員 これは移譲対策の一つの法案だということが大体はつきりしてきているようでありまう。そこで私は聞きますが、名義人が経営者である。いわゆる六十歳——五十五歳以上と言ったほうがいいですか、そういう経営者というのは、大体全戸数の中のどのくらいの数になっているのですか。

○池田政府委員 これは前にお配り申し上げました資料にあるわけでございます。五十五歳以上の農業経営主というお尋ねと思ひますけれども、これは私どもの調査では二百万弱でございまして、約百九十五万ほどでござい

○松沢(俊)委員 そこで、経営の若返りということとをいっていただきますが、実態はどうなのかということ。実態は、たとえば六十になっても経営の移譲をやらぬ、名義の切りかえはやつておらない、しかし若夫婦が農業経営の中心になっていく、こういう農家というのが大半だと私は思うのです。要するにどうして移譲をやらなければならぬのか。移譲をやらなくとも若返りをしまして若夫婦が農業経営をやっているというこの実態があるわけなんです。どうして名義の切りかえを無理してやらせなければならぬのか、その意味が私にはわからぬわけなんです。それは一体どういうことなのか。

○池田政府委員 御指摘のように、実際上ほとんど必ず夫婦にまかされているという事例も確かにございまして。ございまして、やはり一般的に申し上げますと、父親が名義を持つと同時に、支配権といひますか、さいふを握っている、そういうような事例もまた非常に多いわけでございます。私どももいたしましては、もし大部分を若い夫婦がやるということであれば、やはりすべての経営の主体権というものを引きつりむすさんに譲り渡したほうが、むすさんとしても心おきなく自分の責任において農業が営める。あまり十分な統計ではございませんが、私どもの従来調査したものに

好きでない、むしろ機械をせひ入れたいという  
ような事例は農村には非常に多いわけだ。こ  
ういふことについてもおきなくむすこ  
が農業ができるという、いわゆる経営の若返り  
をするというこは、これは農業の近代化にもつな  
がるわけだ。こは、やはりむすこさんに責  
任を持ってやらせるのが一番いいんじゃないか、  
こういふ考えでございませう。

○松沢(俊)委員 経営の若返りということはず  
に六十、七十の名義人が経営者になっておつた  
としても、実際は若返っているというのが大半だ  
と思うのです。そしていま局長のほうから言われ  
ましたように、若返り経営者というのは思い切つ  
たことをやる、こいいますけれども、さき質問  
で生前贈与の問題がございしたね。生前贈与の  
面からしますと、農家戸数の全体から見ると、一  
つも満たない状態になっているわけだ。こい  
います。したがって、一%にも満たない状態にな  
る中で、思い切つた若返りをやらせると効果が  
上がってくるというところの調査は、実際上は出  
てこないと思うんですよ。だから、その調査を  
やりになったというけれども、非常に不完全な調  
査だと私は思うのです。だから私はそれだけで、  
経営の若返りによって、名義人切りかえによつて  
何か実効が得られるという証拠にはならないと私  
は思うのです。こいいうふうにして経営移譲を  
やることによつてこいいう得があるのだという、そ  
の根拠をやはりもっと示してもらいたいと思うん  
です。

○渡辺政府委員 加入資格あるいは支給条件の問  
題でありますけれども、これは実際に経営移譲を  
したかどうかということは一体何で判断をするの  
か。通常身上を渡すというこはばありますが、こ  
身上を渡したといつてもそれは半分渡したのか三  
分の一渡したのか、まるっきり渡したのか、よそ  
さまからはわからないわけですね、当事者だけで  
あつて、したがってそうなつてくると、実際渡さ  
ないのに渡したと言われた場合に、どうもそれは  
言ふとおりにするほかにないし、そこで非常に混

乱が起る。だからやはり支給要件としては、農  
地の全部を後継者に名義変更するというような外  
的表示を用いたほうが争いがなくて一番いいじや  
ないか。どうせ渡すものならばこいいうふうにし  
たほうがいいじやないかというこで外的表示を  
用いることにしたわけでありませう。あなたのこ  
しやるように、確かに現在生前贈与という制度が  
ありながら、それはごく少ない人しかやらないと  
いうことは、やはり身上は渡しても名義書きかえ  
はしたがらないじやないか、そうなつてくると、  
こいいうように全部書きかえろ書きかえろと言つ  
てもなかなか書きかえられないから、実際はなか  
な支給要件がそろわないで年金がもらえないじや  
ないかという見方も私はあるかと思ひます。しか  
しながら実際の制度では御承知のとおり、名義を  
書きかえることによつてむすこは張り込みが出る  
というこは言えるでしようけれども、しかしそ  
のかわり自分が土地の処分権を全部渡してしま  
う。むすこから月々こづかいをくれればいいが  
れないときに嫁に頭を下げてこづかいをもらうの  
もいやだといふような心理もありまして、今度は  
こいいうこづかいのないうちに、二十年掛けたらば  
一万六千円の年金を支給してしまふ。二十五  
年にしたら二万円支給してしまふ、こいいうこ  
すればやはり老後保障といふものがそのおかげ  
で、もちろん満足ではありませうがまあこづか  
い以上のものが入つてくるというこになるか  
ら、安心をして渡す度合いが多くなるのじやない  
か。したがって五千元、六千元とか七千元とかし  
かくれない段階においては、あなたのおつしやる  
ような心配も私はなにもあらずであると思ひ  
ます。しかし、それは過渡的な問題であつて、や  
はりこれは二十五万二万円といふものを渡して  
つづられてあるわけですから、それが実現をされ  
れば、土地を渡すこが、非常にきつたこいいう  
ではなくて、やはりもつたほうがいいから、ど  
うせ身上も渡してあるのだから、土地の名義も変  
えようかといふこになつて、名実ともに経営移  
譲が行なわれる、こいいうふうに期待をしてお

わけでありませう。  
○松沢(俊)委員 政務次官、この前農地法審議の  
ときには、昭和五十年を目標にいたしまして、日  
本の農家の経営規模といふものを水田の場合にお  
いては四町から五町程度、こいいう御答弁があつ  
たわけなんです。そこでその目標に資するために  
この年金といふものを考えたとした場合、五十五  
歳以上の者に対してはこれは全然恩典がない  
わけだ。こいいうのは経営移譲の場合においては、離農  
一時金といふのは支給の対象にならぬわけだ。こ  
ういふことを考えた場合に、こいいう年金といふもの  
はどういふ効果があるかわかりませうけれども、  
あるいはあなたの考へているような効果は出てく  
ると思ふ。いま四十五年から五十五年の間に規模  
の拡大をやるという場合においては、五十五歳以  
上の者は、さききの御答弁からしますと、百万以  
上になつてゐるわけなんです。こいいう者に対  
してはまるきり恩典がないといふこになれば、  
こいいう近代化あるいはまた規模の拡大の促進に  
はあまり資しないといふこになるのではない  
か、こいいうぐあいに考へるのですが、この五十  
五歳以上については全然恩典がないといふ点につ  
いてどういふ見解を示されるのか。さききの御答  
弁からすると、保険の仕組みからそうなるのだと  
いふお話でありますけれども、仕組みだけだなし  
に、やはり配慮しなければならぬといふところ  
の政治的な面といふのを考へにならないのかど  
うか、その点お伺ひしたいと思ふのです。

○渡辺政府委員 農地法のとくに私が申しました  
水田四、五町歩といふのは、自立経営農家の話を  
したのだらうと思ひます。これは自立経営農家と  
してやつていくのには水田四、五町歩ぐらいを考  
えておるといふことを言つたわけでありませう。こ  
の年金で経営移譲の問題は後継者に移譲するだけ  
では必ずしも規模拡大となるわけではなくして、  
むしろ規模拡大をしていくためには第三者に経営  
移譲する。つまり農地の売り渡しをして離農す  
る、こいいうようなこが一番役に立つわけであ

ります。したがって離農をするような場合の離農  
年金と離農給付金といふようなこも今度採用す  
ることになつてゐるわけでありませう。また農地  
法を改正をして土地の流動化がしやすくなるよう  
に、小作等に出す人がふえるようにしておるし、  
一方小作料の撤廃といふようなこもやつて小作  
に出しやすくなる、あるいは五反とか一町歩とか  
持つてゐる人が隣のうちに貸して遠くに引越  
してゐても、それは不在地主に取り扱われない、こ  
いいうようなこでありますから、規模拡大とい  
うのはこの年金だけでやるといふわけではありま  
せん。農地法、今度の農業者年金法、農協法、こ  
いいうふうな幾つものものを合わせて、それで規  
模拡大をはかつてこいいうこであつて、こ  
の農業者年金だけで規模拡大をどんどんやつてい  
くといふわけではありませう。これはその一環で  
あります。五十五歳以上の人の自分の後継者に対  
する経営移譲について年金が支給されないのじや  
ないか、こいいうこについては先ほど私はお話  
しましたから繰り返しては申し上げませんが、  
先ほどの説明のとおりであります。ただ、五十五  
歳以上の人については全然何も将来とも見ないの  
かといふこについては、やはりいろいろな検討  
すべき点もございしますから、これはひとつ今後検  
討をしていきたいといふことを申し上げておきた  
いと思ひます。  
○松沢(俊)委員 それで離農給付金であります  
が、五反歩以上の場合におきましては三十五万円  
ですか、それから以下の場合においては十五万  
円、そのようになつておりますんですけれども、  
これはこいいう根拠で三十五万円、十五万円に  
なつたのか。  
それと関連して聞きますけれども、開拓農民が  
離農をする場合においては、たしか四十五万で  
あつたと思ひますけれども、こいいう、要するに  
離農支度金といふものがいままで出されておつた  
と思ひますが、こいいうものとの関連性において  
その三十五万円といふところの根拠をお伺ひした  
いと思ふのです。

○池田政府委員 先ほど鶴岡先生の御質問にお答え申し上げたところでございますけれども、非常にかつかりした積算基礎があるわけではございません。いろいろな点を勘案してきめたということでございますが、一つ、かなりわれわれが検討いたしましたのは、年金に入っている方とのバランスの問題でございます。年金に入っている方が、かりに五十五歳の方が五年間拠出をいたしますと、六十歳以降経営移譲がありますと年金の支給を受けるわけでありましても、その場合の金額とある程度バランスをさせまないと、単にわずかのその方と年齢が違ふというだけで国からまるまる三十五万円の金を出すということになると、年金に入っている方との均衡をそこなうということでは困りますので、そういう五年程度の拠出者の給付というもののバランスを考えたというのが一つでございます。

それからその他のいろいろ検討いたしましたわけでございますが、これはそう自信を持って申し上げられることではございませんけれども、該当する方がその後何年間ぐらい生存をするかというようにことも考えまして、その場合の生計費というようにものも若干は検討してみたいでございます。ただ、これはそれだからこういう金額になるというふうに申し上げられるほどのことではございません。ふんけれども、そういうこともあわせていろいろ検討いたしましたのでございます。

それから十五万円の場合は、これはどっちかと申しますと比較的五十五歳未満の方がほとんどでございます。そういう比較の若い層は転業ができる。転業いたします場合に、農地の処分あるいは農業用資産の処分をいたしますので、そういう処分をいたしました場合にどうしても不利な処分しかできませんので、そういう損失額等をいろいろ試算をいたしてみまして、それを一つのめどにしたというようにございまして、開拓の場合だと、おそらく内容は、たしか開拓のほうがかなり金額は多いと私も思うわけでございますが、これは完全に開拓した者がそれから離れるという

ようなことを前提にしているようなそういうお手伝いをする、こういう意味の金額だと思っております。やや観点が違ふわけでございます。

○松沢(俊)委員 開拓の場合はたしか四十五万だと思ふのでございますが、この四十五万というのは、要するにどういう根拠で四十五万というの出たんでしょうか。

○小山説明員 開拓はことしからは五十五万、ただしこれは離村、離農の場合でございます。非常にはつきりした積算の基礎があるわけではございませんけれども、趣旨としては、離村をする場合の当座の生計費とそれから転職に要するいろいろな費用がかかるであろうというふうなことで、金額を出しておるわけでございます。

○松沢(俊)委員 開拓の場合においては、あまりはつきりした根拠はないにしても、やはりいろいろ転職のための経費がかかるかと、いろいろな根拠というものがあつたわけですね。三十五万というのは、要するに根拠ではないのであつて、いわゆる年金給付金を受ける者とのバランスの上で考えていく、こういうことなんでありまして、年金基金法というものは、そもそもこれはもう年金ではないわけなんです。年金でない、政治的な一つの配慮から出た構造政策の一環として出たものでございまして、さうだとするならば、やめるところの農家に対してもそれなりを考へてかかるべきじゃないか、こう私は思うのです。

が、やめる者は三十五万円でごめんさいで終わるといふのは、あまりにも私は無慈悲だと思ふのです。だから、やるのであれば、やはり離農後の問題を農民の大きな問題ですから、そういう点をやはり考へなければならぬじゃないかと思ふのです。そういう根拠というものが全然三十五万の中にはないということになれば、これは問題にならぬということになるわけですね。その点はどうですか。

○渡辺政府委員 開拓のはうの五十五万の積算根拠については、おおよそのことを管理部長からお話ししたわけですね。こちらは、ほかとの、五年間

掛ける人とのバランスというものできまつたわけでありまして、開拓のはうは借金もずいぶん持つておりますから、そういうふうな点も勘案をされておるんじゃないかと私は思つておりますが、この法案をこしらえて、はたしてどのくらいの離農が出るものか、実際のところ、これはやってみないとわからないというのが正直な話であります。

対象戸数も、開拓のはうは大体どの程度の離農が出るかというところは、一応非常に限定をされておりますし、組合等で調査をしたりあるいは分類をして、離農者というものは大体予測がつく。ところが、こちらは非常にたくさんの人を加入させるわけですから、その予測がつかねるというふうな点もあります。したがつて、三十五万という額は、開拓に比べて少ないじゃないかという議論は、私は当然出るだらうと思ひます。しかし、いま言ったように、さつぱり予測がつかぬということですから、でかい額をきめてしまつて、実際支払いもつかないということでもこれは困るのであつて、そこらの点を勘案をして、一応三十五万というようにきめたわけでありまして、これはしばらくやってみて、それによつて、どうも三十五万では足らぬんじゃないかというふうなことになるれば、そのときに再検討をしなければ意味のないことですから、せつかくついても何のこりやもないということでは意味のないことですから、やはり離農に役立つように、実績を見て将来検討する、こういうこと以外、いまのところは申し上げられないと思ひます。

○松沢(俊)委員 さっきの、国民年金の滞納額、おわかりでしたら、お知らせを願ひたいと思ひます。

○橋本(龍)政府委員 実は、国民年金の掛け金徴収の場合に、切手でやつておりますので、数字の整理がおくれております。いま計算をやり直させておりますので、いましばらくお待ちを願ひたいと思ひます。

○松沢(俊)委員 さっき負担能力の問題で実は質問をやつておるわけなんでありましても、実

際山村に参りますと、私の近くにもそういう部落がありますが、十五、六軒程度の村落であつたわけなんでありまして、御承知のように、私のところは雪が非常に深いわけなんでありまして、そういうような関係で、農村にあつて所得を得ようとしても、冬期間なかなか所得が得られないということ、それから次々と離農、離村という傾向が出てまゐりまして、その部落というのはいづれにつぶれてしまつていくわけなんでありまして、そういう過疎地帯というものは、やはり全国的には相当あると思ふのです。この場合考えられることは、最初出る人はいいのです。最初出る人は、その農地を残っている人に売つて出るわけですから、一番最後に取り残された人は、買ひっぱなしで、売ることできないで出ていかなければならない、こういう事態なんですね。

そこで考えられることは、たとえば五反歩以上というものが強制加入ということになつていくわけなんでありまして、実際は、十年、二十年というところの見通しをつけた場合においては、はたして十年、二十年後においても農業経営をやつていくかどうか疑わしいというふうな状態である。そして、その農家が基金には入りたくないという場合においては、これは除かれるのですかどうですか。

○池田政府委員 これは、農業の継続が客観的に非常に困難であるという場合には、政令で定めるわけでございますけれども、除かれる道があるわけでございます。ただいまの過疎地域等におきまして、御指摘のような事情があつて、もうどう見ても農業の継続ができないという事態がそれに該当するかどうか。政令の内容になるわけでございますけれども、私も十分検討いたしたいと思ひます。

○松沢(俊)委員 その場合、政令でおきめになるということでありましても、そういう政令でかりにきめられるにしても、これはやはり強制加入をさせないほうがいいところの認定というの、一体だれがやるのですか。

○池田政府委員 これは、認定は、最終的には基金でございます。ただ、その中間的に、基金だけではなかなか現地の事情がわかりませんので、現地の、たとえば農業委員会の御意見を十分伺いまして、そういう意見に基づいて処理をするということになるかと思ひます。

○松沢(俊)委員 それから、六十以上、六十五歳までの間にやめた者に対しては非常な恩恵がありますね。六十歳でやめて、六十五歳までということになると、二万円ずつもらえるということになれば百二十万になります。ところが、六十五以上ということになりますと、百二十万というのはもらえないということになるわけです。だから非常に不利だということになるわけですね。そこで、私、その理屈がわからぬわけなんです。ありますが、六十五まで働いても、なおかつ相続をする、要するに相続するというのがいなかたためは、上の子供がみんな女で、下に長男がいる、こういう場合があるんですね。そういう場合は、やむを得ず六十五まで働いているという場合もあるわけなんです。だから、逆にいうならば、六十五以上になってから相続するという人は気の毒な人だということにもなるわけです。その気の毒な人に対しては百二十万の恩恵がないという。これは非常に不合理だと私は思ひますが、この点一体どうお考えになっておられるのか、お伺いしたいと思うのです。

○池田政府委員 これは確かに、事例といたしまして、私もいままお話のようなこともかなりあるかと思ひます。ただ一般的な考え方として、従来私どもがいろいろとております調査では、経営移譲というのは六十五歳を中心にしたあたりというのがかなり多いわけでございます。今回の農業者年金制度はこれを五年ほど早めようというのがねらいでございますから、まあそういういろいろなやむを得ざる理由で経営移譲ができない場合におきましては、御指摘のようなことが確かにございませうけれども、そうじゃなくともまあ漫然と——漫然という語弊がございませうけれども、経営移譲ができるのにもかかわらずなお自分が主宰権を持つておるといふ方に、なるべくひと五年ほど早く経営移譲をしてください、こういう趣旨でございます。六十歳から六十五歳までの間に経営移譲をしてください、できることならば六十歳くらいにしてください、こういうような制度になっておるわけでございます。まあそういうやむを得ざる理由で経営移譲ができない方には、お気の毒というのとあれでございますけれども、制度としてはそういう制度にならざるを得なかった、こういうことでございます。もちろんこれは離農した場合はよろしいわけでございます。

○松沢(俊)委員 そういう点で私は非常に矛盾があると思ふ。それからもう一つ、もっと極端な矛盾を申し上げますと、要するに六十五歳で老齢年金というのがもらえる。ちょうどその日にばつと死んでしまったという場合は、これは一体どうなるのですか。それは死亡一時金ももらえないのじゃないですか、どうですか。

○橋本(龍)政府委員 これはたいへん遺憾ながら当然もらえなくなります。それと、先ほどの数字であります、四十三年度の例で見ますと、総額五百五十六億に対し収納済みが五百十七億、そして未収納額が三十八億でありました。ただこれは四十三年度単年度でありますから、この三十八億の中で何%かは四十四年度でまた徴収しておる部分があると思ひますが、ここまでの計算はできておりません。

○山下説明員 年金の受給権が生まれてから死にますと、死亡一時金も出ません。○松沢(俊)委員 そうすると、二十五年間も掛けてきて、ぼつくりいつてしまつてパーになつてしまふということになれば、これはたいへんな損害を受けることになるわけでしょう。そういう点からすると、これはきのうも山本さんが、保険の原則ということ、効率性とか安全性とか、要するに三つの性格ということを出しておられます

が、そういう性格に反するところの年金基金ということになるのじゃないか、こう考えますが、どうですか。

○橋本(龍)政府委員 これはやはり年金制度のたてまえの問題でありまして、そのように形がつくられて以上、たまたまその日に発生権成立と同時になくなつた方、これは確かにお気の毒ではありますけれども、やむを得ない事情だと私もは考へております。

○松沢(俊)委員 これは年金からしてやむを得ないということを言われませうけれども、たとえば社会党の年金法案というのが出ておりますが、そういう点からするとこれはどうなるか、これは芳賀先生のほうから御答弁願ひたいと思ひます。

○芳賀議員 ただいまの御質問ですが、社会党案の場合は、受給権が発生した時点からその後において受給権者が死亡した場合に、その先順位に基づいて遺族年金が二分の一終身給付されるということになるわけですね。それから死亡一時金の場合、被保険者が一年以上保険料を納入した後に死亡した場合に死亡一時金が出るわけですね。これは死亡一時金が出るわけですね。これは他の公的年金の死亡一時金、脱退一時金あるいは障害年金、遺族年金等と同様の措置を講ずるということになつておるわけですね。ですから、いま松沢委員が質問をされた、二十五年間保険料を満額納入して受給権が発生したとたんに死亡した場合、何ら制度上の給付が行なわれない、行なわれないのは当然であるというふうな政府の説明というものは、これはまことに當を得ないと思ひます。ですから、願わくばそういう点をもう少し追及されたいと思ひます。

○松沢(俊)委員 社会党案では二分の一ということになります。ところが、他の恩給等におきましては、まるっきり掛け損というところの状態は出てこないと思ひます。やはりこの遺族に對しては、配偶者に対して二分の一出すということになつてゐるんじゃないか、こういううまいに思ひますので、その点、厚生政務次官の當然というこ

とはおかしいのであつて、当然ではないのであつて、ほかの年金と比較してこれは不合理だ、こういう御答弁をいただかなければならぬと思ひます。ですが、どうですか。

○橋本(龍)政府委員 ですから理屈としてお話をなさればそういう形が——お氣持ちはわからぬわけではございませうけれども、むしろ組み立てられた制度の上からいくなれば、これはやむを得ないケースであるという御答弁にならざるを得ないと私は考へております。

○松沢(俊)委員 組み立てたのはあなたの方であつて、その組み立て方が間違つてゐるんではないかということなんです。だから組み立てる場合において他の年金と同じような組み立て方をやつていかなければならぬじゃないか、そういう点では不合理だ、こういうわけなんです。

○橋本(龍)政府委員 他の年金と同じ形にと言われますならばそのほかの部分もそろえなければならぬませんが、その場合に脱退一時金とかあるいは死亡一時金等にも同じような影響が出てくるわけでありまして、農業者年金というものは国民年金を基礎にしてつくられた、その部分においてはあくまでも独自のものでありますから、それなりの体系があることは当然だと考へております。

○松沢(俊)委員 この年金というものはいろいろな点で矛盾がたふさんあると思ひます。これは農民福祉年金というところの立場ででき上がった年金ではなくして、やはり構造政策の一環として、離農それから移譲、これに重点を置いたためにこういう不備な結果というものが私は出てゐると思ひます。でありますから、私は意見は申し上げませんけれども、大体この法案の本質的なものはつかむことができたので、以上で質問を終わりたいと思ひます。

○草野委員長 本会議散会後に再開することとし、これにて休憩いたします。  
午後一時十分休憩

午後四時十六分開議

○草野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。  
午前の会議に引き続き、質疑を続行いたします。  
田中恒利君。

○田中(恒)委員 私は前回も質問を申し上げたのですが、大臣に関する質問事項、保留をいたしておりましたので、きょうは農林大臣を中心にしたしまして、事務局の皆さんに関連事項を若干御質問いたしたいと思ひます。

まず第一は、この農業者年金基金法案の目的につきましまして、いろいろ議論がなされたわけですが、この際、農林大臣のほうからこの年金法案の意図しておる問題につきましまして、ひとつはつきりとした御答弁をお聞かせをいただきたいと思ひます。

○倉石国務大臣 わが国の農業の緊急であり、また重要な課題であります農業の体質改善、構造改善をはかりましたためには、優秀な経営の担当者確保いたしたい。また経営移譲の促進、経営規模の拡大等の施策を強力に推進いたす必要がございますが、これらはいずれも農業者の老後生活の安定と直接に密接に関連いたしておりますのでございまして、このような観点から、後継者への移譲を含めた経営移譲を年金の支給要件といたします農業者年金制度を仕組むとともに、離農給付金の支給、農地等の買い入れ、売り渡し、融資等を行なうことによりまして、農業者の老後生活の安定と農業経営の近代化、農地保有合理化という農政上の要請とにこたえようとしたのが、本法の目的でございます。

○田中(恒)委員 大臣、いま御説明いただきました内容が実ははつきりしないわけなんです。そこでこの法案の審議をめぐっていろいろな問題がいままで出てきておるわけですが、これは一体何をねらっておるのか、あるときには農業の近代化、後継者確保といわれるし、あるときには経営移譲といわれるし、また老後の生活安定と、まことに多様な目的が第一條のところにも書かれておるわけですけれども、大体それらの中で何を一番内容

としてねらっておるのか、私はやはりこの経営移譲という問題と、大きく分ければ老後保障とどういふふうに関連がつくのかと思ひます。ところが、なお経営移譲と老後保障という二つの組み合わせの中でも、私はともすればやはり経営移譲という形に焦点を置いた年金の性格だ、こういうふうにおもひます。おそれるわけですが、一体重点というか、一番この点がこの法案の特徴であるし、なお中心として仕組む上におおるんだという点をはつきりひとつお答えをいただきたいと思ひます。

○倉石国務大臣 農業の問題については専門家でいらつしやる田中さんのことでありますから、全体としてわが国の置かれた農業の位置、そういうものについては十分御理解あそばしていらつしやることだと思ひます。

そこで、いまのきびしい国際情勢の中に立つ日本の産業構造の中で、農業というものをどのようにな維持してまいるかというところはわれわれに課せられた大きな問題だと思ひます。したがってそういう中に処して、やはりしっかりした農業を維持していくためにはできるだけ自立経営の農家を育成してまいりたい。そのためには、もちろん農業として十分に自立し得ない兼業農家も現実にくさんあることでありますから、そういう方々を強制しようというわけではありませぬが、いまはもう他の産業でも雇用の機会がかなりございますし、またそういうことについて政府も協力をいたすと同時に、そういう余った労働力を地元におかれわれが努力して誘致する産業にも就職していただくことによつていわゆる農家の所得が増大するように考えたいが、それにしても農業としてはやはり自立経営農家をできるだけ育成したい。そのためには農地の流動化をスムーズにするようにしなければならぬわけでありまして、したがって、いま申し上げましたような、私どもの将来に対する農政を考えてみましたときに、農業者について考えてみますと、この農業者というものが御自分のお考えによつて、しからばひとつ

自分の持つてゐる農地を規模拡大するような人に譲渡いたしたい、こういうことを考えました場合に、そういうことができるだけすみやかに行なえるようにいたしたいという一つの農政上の考え方があります。

もう一つは、昨日も社会保障の意味についてお話し合ひがございました。社会保障ということについていろいろな議論があるところでありますけれども、年金という制度を一つ考えてみましたときに、農業というものはかの産業に従事していた方々よりも非常に筋肉労働もそれに加わりまして、しかも生産性の低いといわれておる農業を維持、継続していつていただくような方には、他の産業の方と違つて特別な老後保障をする必要があるんではないだろうか。そういうようにいまを起点にいたしまして将来の展望を考えてみますと、きょう、それらの施策を考慮いたしまして、そこで今度のような法案の考え方を持つに至つたわけでございます。

○田中(恒)委員 大臣のお答えを反覆してみますと、自立農家をつくっていくために農地の流動化が必要である、経営規模の拡大が必要である。したがってそういう観点に立つての問題と、さらに農民の老後の保障というものを組み合わせてこの制度を考えた、こういうふうな理解してよろしいですか。

○倉石国務大臣 そのとおりでございます。

○田中(恒)委員 私はこの委員会でも数日議論をしてゐる中で、農林省のお考えになつておる年金に対する性格づけというか中心的な問題と、厚生省のお考えになつておるものとの間に多少のニュアンス——多少というがだいたいばつたり、ことばには非常に微妙な表現をせられておるわけですが、どうも、どうも一致してない答弁が随所にあつたように実は記録にとどめておるわけです。これは議事録を一つこまかく見てみますと、あとであると思うのですが、厚生政務次官は、特に老後保障の年金の部分の問題とからんで長谷部委員なり私の質問に対して言われていることは、老後保障と

いうものを要件とした経営移譲というものをこの年金の中で考えておるのだという、これは言われたとおりのメモですが、老後保障を中心にして経営移譲を仕組んでおるのだ、こういう御答弁をせられておるわけですよ。きょう農政局長の答弁の中には、これは随所に出ておるわけですが、この年金はやはり経営移譲を中心とした年金なんだ、こういうことを何回か言われておるわけなんです。この辺に私は非常に要素の違つた答弁の内容が出てきておりますので、この点をなお重ねて御質問をしておるわけですが、この二つが相互に組み合わされておるわけですが、一体どちらを中心にお考へておるのか。少なくともこれまでの委員会の質疑を通しましては、どうも厚生省と農林省との間に、片一方はやはり老後の生活保障をたてまゑとしつつ離農の問題なりあるいは経営移譲、特に経営移譲の問題というものを組み合わせたものだからこれは年金なんだ、こういうたてまゑを非常に強くとられておるようです。農林省はやはり農政の政策目標というものに焦点を置いたものなので、年金ではあるけれども非常に特殊なものだ、こういう意味に通ずる答弁が随所に出てきておるわけなんです。この二つにつきましまして、厚生大臣御見えになつておるかもしれませんけれども、農林大臣として一体どつちなのか。これは二つともそうであるという、あとでいろいろそれと関連して問題がたふさん出てくるわけなんです、これは一体どつちらに重点を置いたらよろしいのかということ

○倉石国務大臣 きょうだと思ひますが、この委員会でもなたかからのお尋ねのお答えで、農政局長がヨーロッパの国々における年金制度について御報告をいたしました。そこで、これは半分御相談みたいなものですけれども、田中さん、大体私どもいま当面しておる日本農業というものを直視いたしますと、やはりあらゆる角度で再検討して強化していかなければならぬことだと思ひます。そういうこととどういう態度で対処し

ていくかということについては、それぞれお立場で御意見もあるかもしれませんが、やはり先ほど申し上げましたように、できるだけ規模拡大をいたして農業の体質をしっかりとしていきたい、こういう眼目があるわけであります。一方においては、やはりそのために経営移譲を促進しやすくしたいというふうなことで農地制度等の改正もいたしておるわけでありますが、そういうようなものを考え合わせまして私どもとしては今度の法案を出しておりますので、どこに一体重点があるのだとか、そういうふうにあまり割り切らないで、全体としての今日の農業に対処していくためにわれわれとしてはこういう道が最善の道ではないだろうか。もちろん、私は最善の道と申しましたけれども、これはやはり時代の進展に伴って他の公的年金等も逐次改正されるわけでありまして、これが将来どういうふうになっていくかは、またその時勢に応じて違ふてありましよう。現在のところはこういうような制度をとることが非常に必要なことではないか、そういうことでやっているとあるわけであります。

○田中(恒)委員 私は、日本の農業がたいへん大きな曲がりかどに来ておるから、だからなおこういう問題についてはやはりはっきりとした方向を打ち出したほうがよろしいと思うのです。どうもいま出されております農業者年金というのを見てもみますと、農林省当局が非常に御苦心をせられて厚生省や大蔵省にいろいろ無理をして操作をせられた結果、こういう形の、多少ひん曲がっているおるけれども、これでも農民のために多少はなるじやないかということでもつくられたものだという経過や内容の節々もそれなりに評価をいたしますけれども、いま大臣が言われたように、たいへんな状態になっておるだけに、やはりこの際こういうものにつくましてもはつきりとした制度や仕組みをつくられたがよろしいと思うのです。日本の農業基本法は、大体その中心をフランスの農業の基本政策に関する法律ですが、農業基本法に準じて制定をされておりますが、この年金の策定に

あたっても、農林省はおそらく西欧諸国のいろいろな国のこれに類するものを検討せられたと思いますが、これはフランスにいたしても、ドイツにいたしても、こういう形ではつくつていないですね。やはりああいう国になりますと、はつきりばり離農年金という政策目標を非常にはつきり出して、そういう形でつきり整ったものでつくられておると思うのです。私は日本の場合も、どうせやるなら、抵抗があるでしょう、三反零細農首切りを、社会党を中心にして言うでしようけれども、自民党が、基本法をつくつて、これから農業を近代化していくんだということはいくんなら、もっとあつさり離農促進法なり、離農者援護法なり、離農者年金法なり、こういう形でずばり出されたほうが非常に明確なので、この二つを組み合わせてこんがらかしておるから厚生省もたいへん弱つて、年金制度としてどう仕組んでいくか、そこでこの間うちからいろいろ議論が出ておるような、掛け金の問題にいたしまして、給付額にいたしまして無理なものがあったら、これはもの笑になる年金の仕組みになつていく、こういうふうには私は思うわけですが、この点どうですか。

○倉石国務大臣 それは国々によって事情はいろいろ違ひますからして、われわれは私どもの現状に即してこういうやり方がいんではないか、こう思つておるわけでありまして、一応年金制度というものはわが国に確立されておるわけでありまして、年金ということになりまして、やはり他の公的年金等とも政府部内ではならみ合わせて判断することは当然なことだと思つておるわけでありまして、非常に苦勞いたしまして政府部内で相談をいたしまして、私どももいたしましては、年金という制度を採用いたしますためには今回のような、しかも、御承知のように国民年金の上に乗得比例が乗つておりますが、それと同じような趣旨で、その上にさらに農業者に対して若干のものの上のせをしておる、非常に苦心の作であり

まして、もしこういうふうな制度をやりますと、おそらくわが国の公的年金の系統にはたいへん狂いを生ずるおそれもあるのではないかと、このことを勘案いたしまして、このたびのようなものをつくりました。現状においては、まずこの辺ではないかということであります。

○田中(恒)委員 どうも大臣と意見がかみ合いませんですね。私はこういうものをつくると、逆に現行の年金制度というものが将来たいへんな問題を持つてくる、こういうふうな考えざるを得ないので、やはり年金というものは社会保障の一環として組み立てる一つの装置があるわけですから、そういう装置が貫徹するようないしなないと、これはもう議論はだいたいここでやつてきて、問題は出しておきまされども、特に農業者年金の場合には、あとで御質問を出しますが、掛け金等につきましても、将来、いまの七百五十円の掛け金では、私は、とうていおさまるとは思いませんが、これはいろいろ保険数理上からいっても、保険の仕組みからいいたしても、たいへんな問題をこの年金制度の中にもたらしてくると思つておるのです。これは本来政策目標として独自の形でやるべきものを、国民年金と組み合わせていくということに問題があるわけなので、この点、年金局長、どういふふうにお考えですか。

○廣瀬政府委員 厚生省は、主として社会保障をやっておりますが、この経営移譲なりあるいは経営近代化という農政上の要請との関連におきまして、厚生省でやつておる分野とどういふふうにかみ合わせるかという問題が現実起こつたわけでございます。私どもは、被用者につきましては厚生年金保険、それから自営業者一般の保険につきましては国民年金という包括的な制度がございまして、それはあくまでも年金制度の基本だと考えております。ただ、この被用者保険におきましては、一般的な厚生年金のほかに、厚生年金基金とかいふ、一企業なりあるいは業種の特別の要請に応じまして、特別な基金をプラスアルファしてつくつておるものもございます。それから石炭鉱

業につきましては特別の基金をつくつております。このように、厚生年金でもこういう問題があるわけでございますが、国民年金の被保険者につきましても、ただいま問題になっておりますような農業に関する特別の要請にこたえるために特別の制度をつくらうとしておるわけでございます。が、いすれにいたしましても、国民全般を対象とする基本的な年金制度はいじらなないで、これは従来どおり厚生省が責任をもつてやる、それにプラスアルファしてそれぞれの業種に対応したしかるべき年金制度をくふうするといふふうな考え方になりますので、今回御審議願つております制度が、制度一般には何にも影響がない、それぞれの業態に応じたような付加的な年金をつくつてしかるべきだ、そういうふうな考え方でおるわけでございます。

○田中(恒)委員 それでは、この年金の主管は農林省と大蔵省、二つが重なつておるわけですが、この二つが、共通のものもあるでしょうし、農業独自のものもあるんでしょうか。この辺少し、できるだけ簡単明快に、こういう面については農林省がやつてこういう面は大蔵省がやります、というものの、整理の基準になつておるものがございます。ちよつとお知らせ願ひたい。

○池田政府委員 これは大蔵省ではございませんで、農林省と厚生省の共管でございます。それで基金の一般的な運営の問題、組織等につきましては両省の全く共管でございます。それから農林省の専管事項がそのほかにあるわけでございます。これはたとへばどういふことかと申しますと、農地の買入れ、売り渡しあるいはそれに伴う融資というものは農林省の専管事項でございます。それから離農給付金の問題、これも農林省の専管でございます。それ以外の両方に関係のあるようなことは両省の、制度的には共管ということになるわけでございます。

○田中(恒)委員 厚生省がこの農業者年金について本年度の予算で計上されておる分はどれだけ

あつて、その内訳の概要をちょっと……。

○廣瀬政府委員 たいだいま農政局長から答弁があらましたように、両方で仕事をやるわけでございますが、厚生省関係の予算は基金の事務費の一部すなわち年金業務についての予算を担当しております。四十五年度の予算は一億三千四百万でございます。

○田中(恒)委員 その事務費の内訳をちょっと教えていただけませんか。

○廣瀬政府委員 大きく分けてまして、行政費とそれから基金事務費の補助金と二種類に分かれます。行政費と申しますのは、この基金をつくるにあたりまして、いろいろ説明会をやりましたり設立委員会に要する経費、そういうものでございまして、それが六百二十七万一千円でございまして、それから基金の事務費の補助金といたしまして、内容は人件費、創業費その他でございますが、これが一億二千八百三十六万八千円でございまして、

○田中(恒)委員 年金の基金ができませんね。そこで人間が何人か、六十人ほどですか、要りますね。そういう人の人件費はどこから出るのですか。

○廣瀬政府委員 いまお話しがありました六十人程度のうち年金に関する人員は約四十人でございまして、その四十人分はただいま申しました金額でまかなう予定でございます。

○田中(恒)委員 そうすると、基金協会の人件費分というのは厚生省から出るということになるわけですね。

○廣瀬政府委員 年金部門に関する人件費はそうでございますが、基金で行ないますその他農林省単独の専管の部分につきましては、農林省のほうで予算が組まれております。

○田中(恒)委員 農林省、それは幾らあります。○池田政府委員 基金の農地の買入れ等の関係の先ほど申し上げました農林省の所管にかかわるものの事務費を農林省予算で計上しているわけ

でございますが、ちょっといま正確には記憶してありませんが、大体二十人程度のものでございますが、金額といたしますと約三千九百万事務費を農林省に計上しております。

なお、御質問ございませんでしたが、先ほどの年金局長の御答弁に関連いたしまして若干申し上げておきますと、実は予算をどういうふうな両省で分担するかというの、いろいろ両省で相談をしたわけでございますけれども、両方に関係する部分が非常に多いわけでございます。それでやはりそれぞれ一番身近なところを要求しようではないかということ、事務費はそういうふうないたしました。あとのたとえば外部の団体、農協だとか市町村に業務の委託をいたしますけれども、農協というふうなことになるものと農林省が非常に身近でございますので、そういうふうなものは農林省に計上しよう、それからあと年金の保険料に對します助成分の国庫負担がございましてけれども、これはどっちとも言えるわけでございますけれども、やはりいろいろ折衝等、国庫負担の考え方等もまた場合に農政的な観点がかなりございまして、そういうものはひとと農林省で分担をいたしまして、こういうふうなことで実はきめておるわけでございます。なるべく私ども、厚生省も同じだと思ひますが、あまりばらばらにならないように、なるべく統一性が保たれるようにしようということでございますが、基本的にはさつき言ったようなことでございますので、若干分かれて計上したところもございまして、

○田中(恒)委員 人件費の比率を見ますと六、四で、農林省はもう少し少ないかも知れませんが、やはり厚生省の関係が中心になって、農林省は三割五分程度という組み合わせになると思うのですが、私はこの辺にやはり矛盾が出ておると思うのです。私はこの年金は、農政局長の間ずばりここで言われましたように、経営上を中心として仕組まれた政策年金、こういう性格が非常に強いと思うんですね。ところが、この基金を運用していく主力部隊は、いろいろいいまして

も農業者年金基金で仕事をする人々です。こういう人々は厚生省のほうで、これは年金のいろいろな技術的な問題等もあるわけですから、将来もやはり私は多うなっていくんじゃないかと思うんですが、こういう形で厚生省と農林省の二つが寄り合い世帯のようなものをつくっていくわけですが、それだけでなくとも役所同士の間にいろいろ問題があるところへ寄り合つてきて、これどういうふうな運営ができていくのか。あとで大きなところの問題は大臣からお聞きをいたしますけれども、私は人件費なんかというのについてはやはり一本にして、一本のお役所から出すということにならないと、これは将来いろいろ問題を残すと思うのですが、一体こういう形でやっておる――いま石炭の問題も出されましたけれども、石炭の基金、これはこういう形になっております。通産省と厚生省半分半分、そういう割合になつておりますか。

○廣瀬政府委員 この農業者年金基金法案は農林、厚生両省の共管でございますが、石炭のほうの基金は厚生省専管でございますので、その必要な事務費の補助は厚生省だけになっております。

○田中(恒)委員 いや、その辺です。この間は、七百五十円の掛け金分についての問題の指摘がありましてけれども、将来この年金の基金が発足をいたしますと、必ずこれはお役所の寄り合いが出てくるということをお私は非常に心配するんです。しかもこの年金基金なるものは、毎年百八十億のお金がかははつておつても吸い上げがなくなるわけですね。十年したら一千八百億、金利がつきますからおそらく倍になつて四千億程度の金に膨大な機構になると思うんですよ。そういう場合に農林省と厚生省が半々というか、多少人間の面でいえば厚生省中心ですが、厚生省と農林省の二つで共管をしていくというふうな、こういう形で将来長続きしますかね、どうですかね。

○池田政府委員 これはずっと御説明申し上げておりますように、完全な農業者年金の事業と、それからそれ以外に農地の買入れ、売り渡しというふうな事業、それからあわせて離農給付金の給付というふうな、年金でない部分の事業があるわけでございます。そういうものでございまして、厚生省に年金でない事業につきまして、厚生省に予算の要求をお願いするというわけには、これはどうしても事柄の性質上いかないということで、分けたわけでございますけれども、その他の部分につきましては、これは金額で申しますと三十五億ほど農林省予算に計上しておりますけれども、これは掛け金の国庫負担その他金額としてはほとんど大部分要求しておるということで、私も実はこの立案の過程から厚生省とは非常に密接に御連絡をしておりました。国民年金審議会のいろいろな検討の場等におきましても両省が常によく連絡をしてやつてきておりました。あるいは外からごらんになりますと、どうも両省がななかり争いをしているんじゃないかという感じがございまして、非常によくそれぞれの特徴といひますか受け持ち分野に従ひまして協力体制にあるわけでございます。この点はひとつ御信用いただいてよろしかろうと思ひます。

○田中(恒)委員 答弁はきれいにしておしやられますけれども、私どもが聞いていた範囲では、国民年金審議会でも一番問題になったのはやはりこういう点なんです。これはいろいろ言ひましても社会保障の体系からいって問題が出てくるということ、そういう問題の議論がなされておるはずなんです。こういうところへ参られますと、何も問題ないように一応の答弁をせられるけれども、実際は常識的にだれが考えても、やはり年金制度としてはいろいろ別な要素を持つておりますから、どうしても無理がいわけなんです。それも認めてくれということならそれまでですけれども、しかしそれは日本の将来の社会保障の問題については大きな問題点を投げかけます。こういうことを私は大臣にひとつ記憶にとどめておつてもらいたいと思ひます。

そこで次の問題に入るわけですが、一つの例を指摘をいたしまして若干議論を進めてきたわけですが、いままでの委員会ではこれに類した問題はもつと具体的で幾つかの問題で議論がなされておつたと思うのですが、大臣にちょっとお聞きしますけれども、掛け金が農家当たりで二千元です。経営主一人当たりでは千五百五十円。これは一体高いと思いますか、安いと思いますか、それとも適当であるかどうかでしようが、どういうふうに思いますか。

○倉石国務大臣 立案の過程で私も一番苦労いたしました点の一つは、なるべく掛け金の負担を少なくしたいということでした。今度の程度の掛け金は他の公的年金の掛け金等とも比較いたしましてまあまあというところではないか、こんなふうに考えております。

○田中(恒)委員 農林省がやられる年金についてはじいた額ですから、その責任者の大臣が言われるのですけれども、農林省は世界でも最も整つたといわれる統計調査事務所の機構を持つておるわけですから、私はこの二千元という掛け金は、いまの農家がその負担に耐え得るかどうかわたいへん心配してゐるのです。政府のほうもそういう点を心配されておるんだと思ひますし、最初のころに農政局長の御答弁の中にもそれに類した答弁があつたわけですが、農協が信用事業をやつておるから、農協等に委託をすれば比較的スムーズにいけるといふような意味の御答弁があつたわけですが、けれども、この辺は裏を返せば、掛け金をなかなか集めることができないから、農協の口座から天引きをして全然間違いないようにいかせたい、こういう含みが私にはあるんじゃないかと心配してゐるわけですが、いま統調の日本の農家経済調査を見てみますと、一町歩が大体日本の平均耕作面積といわれておりますが、一町歩の農家の農家所得はたしか五十二万七千円ということになっております。その五十二万七千円で平均一・八人ですから一人当たり換算しますと二十九万円で、いま公的年金の中で一番掛け金の高いといわれて

第一類第八号 農林水産委員会議録第二十二号 昭和四十五年四月二十八日

いるのが、この間ここで審議をいたしました農林漁業団体の年金法ですね、この農林漁業団体の年金法で二千元の掛け金を掛けておる層というのは、標準報酬でいきますと大体四万円をちょっと上回ります。だから農民年金にこれを比較していきますと、大体月給取りの場合には、農協あたりの場合にはこの四万円の月給のほかにいわゆるボーナスがありまして、大体五カ月ぐらゐ出しますから、これで計算していきましても四万の十二カ月で四十八万で、五カ月分のボーナスを入れますと、農協の職員でも一人当たり六十八万程度の収入がないと二千元の掛け金のクラスにはついてないわけなんです。その他の公的年金はもっと掛け金が安くなる。だから所得がもっと高いほうじゃないと、八十万とか九十万ないし二千元の掛け金は取られていないはずですよ。ところが農民の場合には一人当たり換算したら二十九万円の農家の所得を持つておる人が、二千元、正確に言えば千五百五十円の掛け金を出さなければいけない。農家単位でいけば二千元になります。こういう結果から見てみますと、私は非常に高いと思うのです。高いのだけだとどまればいいのですけれども、ほんとうにこれはどう掛けたいのかどうかというところを心配するわけですよ。この点は二千元というのを一体何を基準にしておきめになったのか、何か目安になるようなものがあつたらお知らせいただきたいのです。

○池田政府委員 目安ということでございますが、確たる目安というものはあるわけではございませんけれども、私もこの法案の立案の段階で、いろいろ農家団体等の御意見を聞いたわけでございます。それでどのくらい金額であれば農家として負担ができるのかということではいろいろ伺いましたところを集約いたしますと、まず安ければ安いほどいいけれども、国民年金の保険料と合わせましてぎりぎり二千元以内におさめてほしい、こういう御要望が結論であつたわけでございます。そういうことで、国民年金が夫婦合わせまして千二百五十円でございますから、農民年金に

さき得る部分は七百五十円ということの一つの前提にしたわけでございます。

経過的にはそういうことでございますが、私もさらには現在の農家経済の状況もいろいろ検討いたして見たわけでございます。これは平均的なもので全部推しはかるわけにはまいらないと思ひますけれども、たとえば都府県の農家経済調査で農家の経済余剰といふものがどのくらいあるかというところを調べてみますと、大体〇・五から一ヘクターぐらゐが十六万円、それから逐次少しずつ上がっていくわけでございます。それで一番最低の十六万円をとつた場合に、かりに国民年金と合わせましても二千元でございますとこれは二万四千円ということになりますので、従来でも国民年金を納めておりますから、これは一部になるわけでございますけれども、パーセンテージにいたしましてそう高いものではない、かたがた農家団体のそういう御意見もありましたので、まあ妥当なところではないだろうか、こういうことでございませう。

○田中(恒)委員 私はいまの農政局長の答弁、まことに不満足です。御自分の都合のいい数字をとられるといふのは私、問題があると思うのです。農家経済余剰は農家所得と兼業所得が合算になつたものなんですよ。しかも最近の状態というのは、御承知のように農家所得がそれほど伸びなくて、兼業所得が非常に伸びてきておる。全国平均でも半分をはるかに追いついておる。兼業所得がずつとふえてきておるということ。兼業所得の分は、この農民年金の法律の中に書いてあるように、その他の被用者年金は一切掛けないわけですが、兼業所得に入つておる分野はすでに厚生年金なり共済組合なり何かの掛け金を取られておるわけですよ。だからこれは計算するとすれば農家所得で見てもいかに少ないか、私は農家経済への掛け金の負担の過重の問題といふのは出てこないと思ひます。だからその辺はおたくのほうは理屈をつけるために農家経済余剰を取り出して、高くないとかいわれておるわけですが、農家所得の

面からいって、五反歩以上ですから、五反の農家なんといふのは一人当たり二十二万円ですよ。二十二万円の農家に二千元の掛け金がかかっているといふことはこれはたいへんです。国民年金でも当初いろいろ問題があつたわけですが、やはりもつと定着をいたしておるわけですが、やはり掛け金の問題なんです。この農民年金、農業者年金が表に出た場合に、ほんとうに二千元掛ける能力を持つておる人がどれだけの数あるのか、私は非常に疑問に思つておるわけなんです。これはまかり間違へば、強制だから税務署のような形で無理やり引つ張り出していくという方法をとられるかもしれないが、これは一ぺん表に出てまいりましたら、なかなか農家がこれを毎月出していくというふうなことはならないと私は思ふのです。やはりこれはそれほど重いのです。今日農民の現実といふのはそう甘いものじゃないですよ。しかも、これだけの大きな制度をつくられるのに、団体が二千元までということだから二千元に合うようにした。保険の数理をこの間お聞きしましたけれども、あれではまだ不十分ですが、数理の専門家があられるので、ほんとうに保険の数理設計をやる場合には、パーセンテージにくてもっとこまかい具体的な資料が出てくるはずですよ。私はあれで完全にじょうずに七百五十円という線が出ておるとは思ひます。団体が二千元までといつたことからはじいていけば七百五十円というものが出てきた。その七百五十円に合わせるためにいろいろなパーセンテージをはじき出して組み立てておる、こういうふうな逆に見ておるわけですが、どうもそういう意味ではちょっと不合理じゃないですか。どうですか、大臣。

○倉石国務大臣 さつき申し上げましたように、その負担はなるべく軽いほうがいい。したがつて、国庫負担率等についてもいろいろ考慮いたして見たのであります。今度の公的年金との関係もございまして、今度の公的年金にいたしました。しかし、これからだんだん世の中も変わつてまいりますし、国の財政事情等によりまし

て、ほかの年金もだんだん変わってまいるのであります。そういうときにやはり時勢に應じたように逐次改められると思ひますけれども、今回はこの程度にいたしたい、こう思っております。

○田中(恒)委員 そこでもう一つ聞ておかなければいけないのですが、この七百五十円国民年金に上積みしたとして一人当たり千五百五十円、一戸当たり二千円、この掛け金額が、いま大臣は将来の事情を勘案して善処をするということですが、やはりだんだん高くなつていく、これ以上下がるということはない、ますますこれは大きくなつていく、こういう心配をしておるわけなんです。それは言うまでもなく、農村の人口構成というものは逆ピラミッドになっておりますから、いわゆる高齢者が層が厚くて、下にいくほどずつと少なくなつていくわけですから、これから掛け金をたくさん納めないと、五年先から年金額が支給されるわけでも、その場合に、その時点で非常にとくさんな人に支給をしなればいけない。ところが掛け金をする人の数は少なくなつていくわけですから、どう考へても年金の掛け金は今日以上に非常に大きな形でふくらんでいくという心配をしておるわけですが、その点はどういうふうにお考えですか。これは年金局長から伺いたい。

○廣瀬政府委員 ただいまのお話のように、この基金の加入員は先細りというお話でございますが、私もそういふふうにお話しておりますが、その要素も織り込んで数理計算をしておりますが、数理計算の問題でございますから、なお、詳細なことは担当の数理課長から御説明申し上げます。

○淵脇説明員 アクチュアル計算をいたしますときには人口構成を考慮いたしまして、現在加入しておられる方が将来どういふふうに変少していくかというものを脱退残存表というふうに作成いたしました。将来若い人が加入してくる減少の率も考慮してこの保険料を計算いたしましたわけでございます。昨日の先生にもこまかい資料を御要求されましたので、死亡率、脱退率、現在の構

成している年齢構成といったもの、そしてそれを積み上げていってどういふふうな保険料になるかということをお渡しいたしました。詳しい説明は年金数理の説明になります。

なお、御参考までに申し上げますが、同様な状況は石炭鉱業年金でも労働者が逐次減つてまいりまして減少していくわけでございます。こういうふうに将来加入者が非常に少なくなつていきまうときには閉鎖型の年金基金方式、クローズド方式といふものを採用しておりますが、将来における農業者の安定的な人口といふのはどのくらいまで落ちるかということまで考慮いたしまして、セミ、半分ぐらいのクローズド型の設計にいたしておるわけでございます。いまの状況が、人口構成が変わるといふこと並びに将来の農業構造が変化していくといふことは考慮に入れて計算しておるわけでございます。年金額を将来特別にね上げる、たくさん給付を出す、いまの年金額をもっとたくさんにしようといふような話ならばまた保険料ははね上がるわけでございますが、構造的な変化といふものは相当に考慮して計算がいたしてございまして、先生の御指摘になったようなことはいたしてないわけでございます。

○田中(恒)委員 あまりこまかくつきませんけれども、二十年先の日本の農業構造がどういふふうになつていくかといふことを農林省でもわかつてはしないと私思うのです。まして年金当局、厚生省のほうでどういふふうな農家戸数になつて人口構成になるか、単なる普通の変化とは全然違つた性格を持つておりますから、そういうふういふわれましても、私なるほどさうですかといふて、うんと言ふわけにいかないのです。特にきのうの御答弁にもありましたように、第一、離農、経営移譲率といふものは非常に高いですよ。これはほんとにうんここの移譲率を——ちょっと正確な数字を忘れましたけれども、六十五歳以降は三八%ですか、こういう移譲率が今日日本の農家の実態から出てくるのかどうか、私はやはり疑問だと思ふのです。これはきのうの委員会でも議論があり

ましたけれども、大体兼業農家といつても、最近の傾向としては、不安定型の兼業じゃなくて、安定型の兼業に多分についておるわけですね。いわゆる後継者といふか、あとを取るべき人々がいまの現実の段階で経営移譲できるとすれば、この間から問題になつておる五十五歳以降の方ですね。この年金の対象にならない人々、これが後継者といふか、あと取りもある程度たくさん量的には持つておりますし、こういう層は私は多少経営移譲率といふものが高くなるとは思ひますけれども、この年金に仕組まれておる五十五歳以降の層は若くなければならぬ、経営移譲といふたような形ではなくて、離農という側面が非常に強く出る面が強いと思ふのです。そこへもつてきて、経営移譲率を相当高く見られておるといふことは、これはやはりこの保険の設計上の無理がこの辺にもあらわれてきておるのではないかと、こういうふうには思ふのです。そういう点等も加味して、いまのお話を十分理解することができないわけですが、時間があるうたいふ来したので、あと一問だけ大臣に、大臣の気持ちをお聞きしなければいけないと思ふのですが、大臣は、この間もお話しになつておりましたが、この年金について、農民や農業団体が非常に求めておるから、できるだけ早く成立をさせたい、こういうお話でしたし、局長もそれに類することばがあつたわけですが、農民がほんとうにこの年金の成立を待望しておる、こういうふうにお考えになつておりますか。

○倉石国務大臣 私はそのように感じております。いろいろ米の問題その他長年農業生産者諸君に接しておると、やはり今日直面いたしておるわが国の農業といふものについていへん深刻に考へておられます。地域によつていろいろ違ふてありますが、やはり地方でも、組合の指導者たちの中には、価格政策よりも構造政策が大事であるといふふうなことをわれわれに強調する者がかなりあります。そういうことを考へてみまして、なるほど、私もいま提案いたしておるものは一〇〇%完べきなものであるかと私も決し

て申してはおりませんが、しかし、こういう制度といふものはわが国の農政上に大事な役割をつとめるものであるといふことについては、必ず多くの人たちが賛意を表しておられることを私も感じ取つておるわけでありまして。

○田中(恒)委員 私はさういふふうには思ひませんがね。大体賛意を表するも表さないも言われまして、この年金の概要が国民の前に、農民の前に明らかにされてきたのは、この国会へ出されてきてからですよ、どう考へてみても。それは佐藤総理が、四十一年ですか、総選挙のときに、恩給をいふことを言われた。そのことから、なるほど農民は、われわれも恩給をもらへるのか、こういう意味の期待はしております。ところが出されませんでした。その内容は、農民が考へておるようなものではないんです。しかもそれから以降、社会保険審議会なり農林省の中で委員会をつくられて、最終的にまとまつた案が輪郭として出てきたのは、四十四年の十一月でしよう。それまでは全然わからなかつた。しかも審議会等の内容も、われわれですらどういふ議論がされたか十分にわからなかつた。そして十一月の段階に正式に骨子なるものが出てきておるわけですね。去年の十一月ですよ。それから、法案として内容として大きく出てきたのは、この国会が始まつてからですよ。この短い間に農民の諸君がこの年金制度といふものを知つて期待をしておるといふことではなくて、知らなくて、恩給がもらえるんだといふことで期待をしておるんだといふなら、私は期待をしておると思ふのです。しかし、現実にごういふ内容だといふことを知つたら、私は農民の世論は二つに分かれると思ひますよ。そのところは、どうですか。

○倉石国務大臣 田中さん御存じのように、生産者団体のいろいろ新聞等がございます。あの新聞等によりまして、もうかなり前からわれわれが——実は私どものほうの党内の多くの有志代議士で、この農業年金の創設の議員会がありまして、そういうところで私が会長ということをやつ



○松沢俊委員　そこで私、質問しますけれども、いま農村の状態というのは一体どうなっているかということなんです。米価を一つの例にとりますと、一昨年は米価は五・九%上がったわけですが、ところが必要経費は一三・九%上がっているはずなんです。昨年は石当りに直しますと一・五%必要経費が上がった、こういうことが農林省のほうで発表になっているわけなのでありますけれども、昨年は据え置きになっているわけなのであります。ことしもまた必要経費というものは、物価が上がっておりますので当然相当上がると思うのです。ところが政府のほうでは据え置きというところの方針をおきめになっているわけなんです。そうなりますと、おとしから積算していきますと、必要経費は三〇%以上も上がるということになるわけなのであります。米価は据え置かれる。そういう状態。あるいはまた野菜なんかの場合におきまして、やはり非常に安く買いたたかれていますというのが今日の状態であるわけなんです。いわゆる価格政策というところの面からいいますと、問題にならぬところの状態になっている。そういう状態の中で若手の労働力を農村に定着をさせようとしても、なかなか定着がなされない。これは新卒の数を見ればよくわかります。これと思うのですが、新卒はみな都会のほうに流動している。いま一番困っているのは、中高年齢層の人たちが一番困っているわけなのであります。この年金基金法案からいたしますならば、五十五歳以上の者は対象にならぬわけですね。ただ、離農した場合においては、離農一時金ですが、給付金ですか、こういうものがもらわれる、そういう程度であって、これらの人たちは全然恩典にあずかれない、こういう年金になっているわけなんです。ありますが、こういう年金基金法というものがはたしてほんとうに農村の実情に合ったところの年金基金法であるかどうか、私ははなはだ疑問に思うわけなのであります。この辺はどうお考えになっておりますか。

○倉石国務大臣　松沢さんよく御存じのように、年金でありまして、これは掛け金というものを一定限度やっていただいて、そして一定の期間から支給する、これが年金制度の仕組みであります。今回それがつくられますので、過渡期でありますからして、いまお話しのようなものが出てくるわけでありまして。したがって、それにはいまもお話しになりましたように、離農一時給付金を差し上げるといふことにいたしておるのであります。これは年金制度の仕組みはそういうのであります。それから、年金を社会労働委員会でお扱いの方々は十分御理解なさっているとおりであります。

○松沢(俊)委員　問題は、老後保障をやってくれ、保障というのを考えてくれるというよりは、具体的に保障とならなければならぬじゃないか、こういうぐあいに実は私考えて質問をしているわけなのであります。ところが、現実五十五歳以上になれば、要するにこの法案が通ったとしても、それは全然——これはあなたの言われるとおり、もう年金の性格からしてということになればそれまでの話なんです。年金をもらうけれども、しかし、現実の農村の実態の上に立って考えた場合においては、この辺はおかしんじゃないか、こう私考えています。その辺はどうお考えになりますか。

○倉石国務大臣　農村といまおっしゃいますけれども、農村にもいろいろあると思います。地区によつてはもうずいぶん違うであります。しかし、そこで私もどなたもいたしましては農業といふものをどうやっていくかということ、農業の中における農村の農業者、これをどのように考えていくかということ、これはそれぞれいろいろ意味が違ふと思う。したがって、私もは、いま一般論的にあなたがたがおっしゃった、たとえば中高年齢層に比較して新卒はほとんどいなくなるという、きのうもここで四万人ぐらのお話がありました。私は、そういう傾向は困ったことだと言っているのではありません。したがって、いましばしばこでもお話し申し上げておりますように、現実の問題としてたいへん一生懸命で構造改善をして自

立農家の育成をやるにいたしましたけれども、なかなか長期にわたって兼業農家というものは残るであろう。そこで、その兼業の労働力というものの対してどのようにして所得を増進させるかということ、その次に来る問題である。したがって、私もとしては通産、労働両省ともしばしば打ち合わせをいたしまして、いまのままで放置しておけば、太平洋ベルト地帯といわれるような地域に十年あるいは十五年ぐらいかの人口が集中するであらうといわれておりますが、そういう傾向は好ましいことではない。したがって、イギリスだとかヨーロッパなどでも苦勞しているように、われわれは産業は地方にできるだけ分散すべきである、産業を平均化していくことが必要であるし、同時に労働力も平均化することにはいたしたいものだ。それには農村に、幸いにまだ兼業農家もかなりあることだし、この間話を聞いてみますと、集団就職で新卒卒で就職をして都会地に出てきた者が、かなりの数に達している傾向があります。われわれとしては見のがすことのできない傾向であると思っております。したがって、私はやはり農業といふものにはほんとうの魅力を持っていたらいい、若者たちが後継者となって継承してもらふような方策をひとつ考えていかなければならぬまい、こういうようなところにピンポイントを合せて農政を推進してまいりたいと思つていられるわけでありまして。

○松沢(俊)委員　私も、農林大臣であるとすれば、当然農村が豊かで住みよいところの環境、そして農業経営といふのが安定できるような状態、こういうものはやはりつくり上げていかなければならぬと思つております。そういうためにこの年金基金制度といふものを発足させるんだということになると、いろいろ問題があるから実は質問しているわけなんです。たとえば、さっきもいろいろお話しがありましたけれども、国民年金の掛け金が一月四百五十円なんです。それから今度そのほかに所得比例のものがこれは三百五十円、こういうことになっている。三百五十円とい

うのは任意でありまして、四百五十円というものが強制ということになるわけなんです。ところが、その国民年金の掛け金の滞納といふものがどの程度あるかということも午前中に質問したわけなんです。そうしましたところが、政府当局のお答えでは三十八億円の滞納があるということなのであります。三十八億円といふのは膨大な滞納ということになるわけなんです。これは老後保障のための掛け金なんだから、したがってそれは掛けるのがあたりまえだという理屈にもなると思いますが、けれども、しかし、現実にはそれぐらゐの滞納がやはりあるということになれば、納めることのできないところの層があるというふうな理解しなければならぬと思つております。ところが、今度このいわゆる年金基金制度が発足するということになると、その四百五十円のところさらに七百五十円、そして三百五十円、そしてまた妻の分として四百五十円、合計して二千円ということになるわけ、さつき田中委員のほうからもお話しがございましたけれども、農家の一人当たりの平均からするならば二十九万円、こういう状態に実はなっているところ、年間二万四千円。しかも、午前中質問をいたしましたところが、答えとして出てきましたのが、農家の平均の公租公課といふのが十万円だということになる。十万円の中の五万円というものが公租であつて、その中でいわゆる国民健康保険税といふものがやはり大きなウェイトを占めているわけなんです。この国民健康保険税といふものも、考えてみれば医者にかかるときの必要な保険といふことになるわけなんです。したがって、少しぐらゐ高くとも納めて病氣になつたとき助けてもらうのじゃないか、こう言つてしまえばそれまでなんです。ありますが、これがなかなかやはり目の上のこぶになつて農家のほうではいろいろ不平が出、そしてまた滞納の額といふものもかさんできているわけなんです。こういうとき年間二万四千円のそういう大きな負担をさせるということは、負担にたえ切れな

い、負担にたえ切れないうふうな農家が出てくるのじゃないか、そういうふ

うに私は考えるわけなのであります、そういう非常に高いところの負担をして、しかも今度は六十歳で離農、移譲をやった場合におきましては、二十五年掛けて二万円ですか、そういう額をもらうということになるわけなのであります。二十五年掛けてその程度、しかも移譲しなかった場合におきましてはこれは三千六百万、六十五歳からですか、そういう金額になつてしまふわけなのであります、六十五歳でちょうど死んでしまつたという場合においては死亡一時金も離農給付金もそれから老齢年金も何にももらふことができないというところが午前中の答弁で明らかになつてゐるわけなのであります。こういう仕組みのいわゆる年金基金というものが、一体農民のために、そしてまた農民が歓迎するということになるかということになりますと、私は、現実のいわゆる国民健康保険税の滞納の問題、それから国民年金の滞納の問題等からいまして、私は農家が歓迎して強制加入に参加するとは考えられないわけなんです。そういう点から考えますと、この年金の掛け金というのは非常に農家にとっては苦痛な掛け金になつてしまふのじゃないか、かように私は考えますが、大臣はどうお考えになりますか。

○倉石国務大臣 先ほども申し上げましたように、地域によつて、人によつていろいろ違いがあると思ひます。しかしいまお話しのような掛け金のことにつきまして、それからその中に占める国庫補助等につきましては、立案の途中でいろいろ検討いたしました、他の制度とのバランスもあつたので、私もどうもいたしましてはこの辺が妥当なところである、こういう裁定をいたしたわけでありまして、他の公的年金も時代の進展、財政事情の変化等によつては逐次改善されるのでありますから、私もどうもいたしまして、そういう点については十分考慮してやつてまいりたい、こう思つてゐます。

○松沢俊委員 いま私農村、農家の実情をお話ししたわけなのであります、そういう点からして大臣はほかの年金の關係等の比較でいろいろお話しをしておられますけれども、現実問題として非常にやはり苦痛になるところの年金ということになるのじゃないかと私は考へてゐるわけなのであります。

そこで話は今度は違ひますけれども、年金基金が被保険者の農地それから付帯施設、こういうものをかういふことになつてゐるわけなのであります、買つてまた売るといふことですが、過疎地帯等におけるところの農地を買つても売れないという問題が起きてこないか、そういう心配があるわけなのでありますけれども、これは売れなかつた場合においてはどうか処分されるのか、その点をお答え願ひたいと思ふのであります。

○池田政府委員 過疎地域につきましては、これが農業振興地域に該当するところが一つの前提でございますけれども、そういうところにおきましては買入れをするわけでございます。したがういふことで、私も、農業振興地域でございますならば、やはり将来ともそこは農業を中心に地域の開発をはかる、こういうことでございまして、まず売れないところはあまりないのではないだらうかと思ひます。基金といつたしまして農地を買ひまして、それが持ち込みになつて、農民からお預りしました金の非常なむだづかいということになるのは誠に避けなければならぬから、そういうような意味では当然それは規模拡大に役立つという前提の土地について買ひ、こういう考え方でございまして。

○松沢俊委員 それでは過疎地帯で将来やはり農業の見込みのない場所というのは買ひたくないということになるのですか。

○池田政府委員 見込みがないといひますか、もう次第に過疎化してしまつて、たとえば集落整備をしなればならぬ、移転をしなければならぬといふことは、これは基金としてその業務の性質上できないと思ひます。もしかりにそういうところでは土地の何がしかの措置をしなければならぬといふことでございまして、これはやはり別

途の方法でやらざるを得ないだらうと思ひます。

○松沢俊委員 そうすると、たとえばその地帯の人たちが被保険者である。その被保険者が買つてくれといつても買ひたくないということになれば、それはいふゆるこの法律の目的からしてちよつとおかしいのじゃないですか。どうですか、その点は。

○池田政府委員 そういふ地帯におきまして農家の方が離農したい、土地の処分をしたいという場合におきまして、基金ができるだけ、私も買ひ上げて上げるのがいいと思ひますけれども、やはり一方では農民からお預りしました貴重な財産でございまして、それがいつまでも持ち込みになつてしまつて効率的な運用ができないということになりますと、これはまた問題でございまして、そのかね合いの問題になると思ひますけれども、私もやはりそれを基金に買ひわたせるのはちよつと基金の性格からいって問題があるのではなからうかと思ひます。

○松沢俊委員 そうすると買ひやつと買ひなかつと、この二つが出てくるのですか。

○池田政府委員 これは法律にも規定がございすけれども、原則は農業振興地域で農地の買ひ入れをする、こういうことに相なつておるわけでございます。

○松沢俊委員 それでは今後五年間に指定をいたすという予定になっておるものでまだ確定をいたしておられないので、一番最初の年次の指定が行なわれているときでございまして、全体がどうなるかまだはつきりいたしておられないけれども、私も、私も市街化区域等を除きましてなるべく広く振興地域の中に入つてもらいたいと思ひますけれども、一定の要件がございまして、あるいは漏れるところもあるわけでございます。

○池田政府委員 松沢君に申し上げますが、社会党の方三人で六時までというお約束になつておりますからそのおつもりでお願いいたします。

○松沢俊委員 そこで大臣に聞きますけれども、ことしの農業白書等を見ますと、百十三万四千余りの農家の収入があつた。しかしその収入を色分けしますと、農外収入というものが五〇%以上を占めるといふ結果が出ておるわけなのであります。

それから食糧自給率ですね。それには八三%、米を除きますと六九%、こういうぐあいに実はなつておるわけなのであります。そこでいまのようになつておるわけなのであります。年基金金というものが出て、実際上は農基法の改正案、それから農地法の改正案、それからこの年金基金、この三つというのがセットになつてこれから構造政策というのが進められていくと思ふのであります。

に、あなたはさつき工場の地方分散等をやつて、浮いたところの労働力を有効に使うという政策は出されたが、いまのような三つのかかえ込み政策ということになると、これはやはりますます農業の収入というものは不足になり、それからますます自給率というものは低下してくるという結果になるんじゃないか、こういうぐあいに考えております。私は、農林大臣は、日本の農業の振興のための大臣だと思ひますけれども、いまのような政策を次から次へと出してこれらの場合におきましては、農業の振興どころの話か、農業はたれてしまふ。そして残ったところに、農業に従事する人たちは非常に狭いところで少数の人たちがやるところのそういう農業になつてしまつて、大部分の農民というのは農村から追い出される。これは追ひ出すというところの主観がなくとも、客観的には追ひ出されてしまふという結果になつてしまふのではないか、こういうぐあいに考えます。が、そうなりますと、農業の振興というものはどうして考えられないところの政策というものがいとまとられてゐる、こういうぐあいに私は理解しなすけれども、この辺はどうお考えになりますか。

○倉石国務大臣 ただいまのはあなたの御意見、御見解だと思ひますが、私も、いまあなたのおっしゃつたような、いわゆる締めつけ政策というものはどういふことをさしておられるのかよくわかりませんが、全体として、私もやはり認識を改めなければいけないと思ひます。農業というものは、どうしてもやはりしっかりと体質を備えた農業に育成してまいりたい。そのためには規模を拡大してまいりますから、傾向的には外国と同じように農業従事者というものの人口は減つてまいらねばならぬ。しかし、その農業の単位の所得はふえるようにいたしたい。それから、そのばんのとれない小さな農業の人たちは、御自分の御意思によつて、その農業というものをやはり自立経営農家を中心にして、集団的に、われわれが、協業その他を含めて農業の生産もやり、それから農外所得もふやしていくような

施策をとんでもやつていかなければならないというところを申しておるわけでありませう。

それからまた、いま野菜のお話がございました。干ばつ等で一時的に所得が減ります。これはもうなかなかかわすかしいことでございます。調整はいたしますが、その他のものについて、これでもう要らないんだということを言つてゐるわけではないのでありまして、そういうことからいいますと、たとえば野菜にいたしまして、四十五年度予算では、指定産地を加えても六六十にいたした。それからまた、そういうふうな作目を転換していただく方には、それぞれ金融の措置等についても、四十五年度予算だけでもいろいろめんどろを見ることをやつてゐるのでありますから、そういうことを加へまして、農業生産というものは維持していくように私も対処いたしてまいりたい。でありますから、いまあなたの言われたように、政府としては、締めつけ政策というおことばでありましたが、そういう意思は毛頭ございせん。農業者がどのようにして所得をふやしていくかということに頭を置いて進めておるわけでありませう。

○松沢(俊)委員 これで終わりますけれども、農業者のために年金基金だとか諸施策というものを申しておられるというのを言つておられますけれども、要するに農業者というものはどのだれをさしておられるのですか。いま日本では五百四十万戸の農家があるわけなんです。そこに働いてゐる者は農業者なんです。その全部をあなたにさしておられないと思ひます。その一部分をさしておられるのじゃないか。そのことによつて大部分が犠牲になるという政策というものが、いま年金の問題なんかを一つ見ましても、実は年金ではなしに基金なんであつて、だから年金基金なんという何が何だかわからぬ、きのう小林先生のほうからお話のございましたように、非常にごちゃごちゃしたところの法案ということになつてしまふわけなんです。そういうことではなし

に、やはり全体の農業者が生きられる道というものを考えていただきたいというのが、日本全国の農民のほんとうの声だと思ひます。これは、そういう点で、これから質問をやつても、これは進行線でも、要するに、大臣は全体の農業者が生きられるような方向で施策をやつていただきたいということとを希望申し上げまして、終わります。

○草野委員長 長谷部七郎君。

○長谷部委員 いままで各委員からそれぞれの角度から御質問がございましたので、重複はなるべく避けたいと思ひますが、まず最初にお尋ねをいたしたい点は、これは何回も言われておることではあります。けれどもまだ納得できないのでございませう。それは、そもそのこの年金制度の発想は、いわゆる「農民にも恩給を」というキャッチフレーズで出されたわけでありませう。それがここ二、三年の間に大きく性格がねじ曲げられたといひます。か性格が変化をいたしました。今日ここに出たまいった法案は老齢年金とはどういふ思ひでないようなものになつておる。ことばを変えて申し上げると、政府の農業政策上あるいは構造政策上やらなければならぬ経営移譲の促進といふものに大きくウェイトがかけられた内容になつておるわけでありませう。これは農業者年金などと銘打つ法案とは考えることが私はできません。むしろこの際、経営移譲年金あるいは経営移譲助成法というやうな呼び名で呼んだほうが適切なのではないかと感ずるべくしておるわけでありませう。もっと本気になつて農民の老後保障を考へるものだとするならば、もっと立法のやり方があつたのではないかと、こういうぐあいに考へるわけでありませう。この点まず大臣の御見解を承つておきたいと思ひます。

○倉石国務大臣 しばしばお話し合ひが行なわれたわけでありませうが、私もいたしましては、日本の農業というものをどういふふうによつたら維持していけるかということが前提だと思ひます。私どもが考へますのに、やはりいま

までの農業者ばかりでなくて、一般の方々の認識をこの辺で改めて、考え直す必要があるんではないかと思ひます。そういう意味で、日本の農業の体質を改善して確固たる基盤を築きたいというのが前提でございませう。政府の言つております「総合農政の推進について」というところでも申し上げておりますし、政府の諸閣僚間でもあります農政審議会等の答申にもございませう。に、われわれといたしましては、今日の国際社会における日本の農業をどのように位置づけていくかということを考えましたときに、やはり農業を維持強化していくためには自立経営農家を育成する必要があります。こういうことを前提にして、農業を守るために考へておる、それが一つの目的であります。それが農業者年金制度でございませう。私は、いへん大事なことを考へておるわけでありませう。

○長谷部委員 確かに経営規模を拡大しまして、農業経営の近代化をはかつていかなければならぬ、そういう方向については、私も考へないわけではございませう。いわゆるそういう政策目的を遂行するためにやつていこう、経営移譲を促進させようという意図はわからないわけじゃございませう。もしそうだとするならば、それはそれなりに別個のものとして考へていくべきであつて、少なくとも労働保障、老後保障という問題は、その政策目的を抱き合わせるという考え方で処理すべきではないのではないかと、こういうぐあいに私は考へるわけでありませう。もし、経営移譲促進をやらなければならぬとするならば、それはそれで独自に立法すべきであるし、私は、やはり社会党が出しておられますように、あくまでも老後の保障あるいは遺族の保障あるいは障害保障、こういう本来の年金の姿にして初めて割り切れるものではないかと。これはおそろくこの法律の内容を知らないうちにはあまり抵抗ございませうけれども、この内容が政府の手によつて説明され、下部に浸透するに従つて、農民の間にも大きく賛否両論が出てくるのではないかと。

(委員長退席、小沢(辰)委員長代理着席)

いまのところは、佐藤総理が言われたように、「農民にも恩給を」という受けとめ方でこの法案をながめておりますから、それほど抵抗はございませうけれども、これが法制定されまして浸透するに従って、私は農民の間に大きな反発が出てくるような気がしてならないのであります。

現に私どもに対して農業会議所の代表が、これは全国的に動員をかけられまして何とか年金を通してくれぬか、こういうことで再三にわたって陳情が参つています。私はその際この年金の内容を少しく説明を申し上げておるわけでありますが、その説明を聞きますと、はあそういう内容のものですかというので、初めてこれに対する疑念を持つておるといふのが現実であります。ですから、この法案が通りまして全国的に説明会が行なわれる、そういう段階になってまいりますと、私は必ず農民の間に反発が出てくるような感を強くするわけであります。したがって、私は年金は年金として独立をさせる、政策目的上、政策遂行上経営移譲促進の制度をつくらなければならぬとするならば、そういう制度は独立してつくっていくという割り切り方をやるべきではないか、こういうぐあいに考えるわけでありまして、この点大臣の御見解を承りたい。

○倉石国務大臣 長谷部さんのおっしゃるような御意見も一つのりっぱな御見識だと思います。けれども、先ほども申し上げましたように、いま置かれた日本の農業の立場を考えてみまして、これからの農業を推進してまいるためには、現在御提案申し上げておるようなことが必要である。その考え方のうち、政策的にも農業政策の考えもありませんが、老後の保障ということも考慮いたしておるわけでありまして、これはたいへん困難を切り開いて実は政府内部でまとめたのであります。そういうことになりまして、これを全く切り離してということになりますと、はたして農業者年金というものが行なわれるかどうか、客観的情勢は非常に困難ではないかと思うのであります。その点はもう十分事情を御理解賜わっております。

と思ひますので、これ以上は申し上げません。

○長谷部委員 私どもは、農民の老後保障は老後保障として独立をさせる、構造政策上、経営移譲の助成をしなればならない、こういうことであるならば、それはそれとして独立をさせるという見解に立つのであります。この点議論をしておりまして、これは平行線をたどるのだからと思うのです。

そこで私は一歩譲って、性格の違う問題を同居させた制度にしたわけなんです。その場合でも、私は、経営移譲しない者が経営移譲した者の分まで負担をしていかなければならないというこの考え方、これは賛成できないわけなんです。少くとも、制度として二つの目的を抱き合せてつくったのはいいとして、経営移譲部分に關するものについては、これは全額が責任を負うべきではないか、これは政策目的を達成するための措置ですから、当然国が全額負担していくのが筋ではないか、こういうぐあいに考えるわけでありまして、この点はいかがでしょう。

○倉石国務大臣 そういふ考え方をとっている国もあるようであります。しかし私どもはいたしまして、年金という以上はやはりある程度の掛け金を掛けようというこの秩序は乱すことができないという立場でやりましたわけですが、ときどき申し上げておるやうに、私もこれが一〇〇％完ぺきなものでないと思つております。何でそのことはそうでありまして、したがって財政事情、諸般の状況が変わつてまいりますが、ほかの公的年金においてもそうだと思いますが、十分検討してまいりたい、こう思つておるわけでありまして。

○長谷部委員 そういたしますと、私どもの単純な計算でまいりますと、月七百五十円保険料を納めまして二十年間拠出を。さらに五年間拠出を置きまして六十五歳から老齢年金の給付を受ける、こういう場合は計算上からいくと四千円になるわけでありまして。また当初予算の編成に際して、

て、農林省が大蔵省に対して四千円という積算で予算要求をしたという経緯も伺つておるわけでありまして。それが予算査定段階でくずれて三千百円になった、こういういきさつなども承つておるわけでありまして、いままの大臣の御答弁から参りますと、決して十分なものとは考えておらないので、近い将来その給付額については再検討をするという御意思のように受け取つていかどうか、この点もう一回お尋ねをしておきたい。

○倉石国務大臣 なかなかもの言ひ方は氣をづけないけれども、思ひまして、あなたの御都合のいいように御判断をいただいたようでありまして、そういうことを念頭に置いて申しておるわけではございません。この点につきましては十分ほかの年金とのつり合い等も考慮いたさなければならぬので、そういう点を考慮いたしました結果、ただいま御提案申し上げたようにいたしましたわけでありまして。

○長谷部委員 四十五年度の予算編成の段階で農林省が四千円という額で予算を要求された、こういう経緯がありますから、当然本来は四千円の給付額をお考えになつたと思うのです。それが国全体の予算編成上そこまで達することができなかった、不本意ながら三千六百円ということで立法をした、こういうぐあいに私も受けておるわけですが、したがって国民年金等から比しまして、給付の額は私は少ないように感じますので、これは将来改善をやるべきではないか、本来の姿に返すべきではないか、こういうぐあいに考えるわけです。ほかの公的年金はすべて五分五厘の計算をやつておる。それなのにひとり農業者年金だけが、逆算的に計算をしてみますと四分九厘、こういう形で計算をされていくことは、これは公的年金の一元的な考え方からいっても私は十分なものではないか、不公平なものではないか、こういうぐあいに考えるわけです。くだいよくすけれどももう一回御見解を承りたい。

○倉石国務大臣 これはもうしばしばここで御論議のありましたように、老後の生活保障の面も一つありますけれども、もう一つは経営移譲ということも前提にものを考えておりますので、したがって移譲されたものとされないものの間に差があるのは、これは当然なことだと思ふのであります。したがってこの法律の前段にすでに経営移譲ということを考慮して出されたのでありますので、そういう見地から申しますと、いまのお話の点は現在のようによらざるを得ない、こう思つておるわけでありまして。

○長谷部委員 それからこれは、厚生省も来ておられるようですから、今度国民年金が多少改正されまして、所得比例部分というのが設けられる。しかもそれが任意加入じゃなくて強制加入になるようなお話を承つておるわけでありまして、なぜこれは強制加入にしなければならぬのか、この点ひとつ承つておきたいと思ひます。

【小沢（農林省長代理退席、委員長着席）】  
○廣瀬政府委員 仰せのとおり国民年金制度にございまして、今度新しく所得比例制度を設けたわけでございますが、任意加入になつております。ただ、今度でございます農業者年金基金は、国民年金制度を土台といたしまして、その上にさらにプラスアルファの給付をしよという仕組みでございますので、国民年金のほうの所得比例は任意加入でございますけれども、所得のある人は当然入り得るわけでございますので、まず国民年金制度を活用し得るものはそれを活用して、なおかつそれにプラスアルファをしよという趣旨でございますので、農業者年金基金の加入者は国民年金の所得比例に入つてもよろう、そういう考え方でございます。

○長谷部委員 それでは次に、これは厚生省が農林省かどちらになるかわかりませんが、農業者年金の場合ですね、これは公的年金というぐあいに考えるわけですが、厚生年金やあるいはその他の公的年金に通算できるのかどうか、そういう仕組みになっているのか。当然通算できるものと私は解釈をしておるわけでありまして、その辺はいか

がなっていますか、承りたいと思います。

○廣瀬政府委員 農業者年金基金に加入される方は、当然国民年金の被保険者でございまして、かりに途中で国民年金の被保険者をやめられて、その場合には農業者年金基金のほうもやめられるわけでございしますが、それから被用者保険の厚生年金に入った場合を想定いたしますと、政府でやっております国民年金と厚生年金は、これは通算措置がございまして、通算して計算をいたします。ただ、そのプラスアルファ部分の農業者年金基金でやっております部分につきましては、通算すべき相手がございせんので、それは通算の対象にはならないわけでございします。

○長谷部委員 いまの御答弁によりますと、国民年金部分は通算なるけれども、農業者年金部分は通算ができない、こういうぐあいに私受け取ったわけでありますが、なぜ農業者年金だけが通算できないのか、その理由をひとつ御説明いただきたいのです。

○廣瀬政府委員 年金制度は、基本的な部分と上積み——ことが適切でないかもしれませんが、上積み部分とございまして、先ほどちょっとはしよって申しましたが、国民年金でも基本的な部分の定額部分のほうは通算措置がありますが、いわゆる先ほどお話しがありました任意加入の所得比例、これも通算措置がないわけでございまして、さらにその上に乗っかる基金のほうの給付も通算措置がないわけでございします。

○長谷部委員 これは上積み部分という御見解ですか。これはもう上積みという解釈をとるわけにいかないでしょうか。どうなんですか、そこは。

○廣瀬政府委員 ことが適切でなかったかもしませんが、国民年金制度、これは基本的な制度と考えております。それから今度でございます農業者年金基金は、農業の特殊事情ということも考慮して付加的につくるといふふうに考えてございまして、それを俗なことで、上積みと申ししたわけでございます。

なお、その通算の場合に、あるいは私、御質問

を誤解しておりましたかもしませんが、農業者年金基金を何らかの事情で一時出まして、また再加入するといふような場合に、最初にやめた場合に脱退一時金をもらっておらなければ、農業者年金基金の間の期間は通算されることになりません。

○長谷部委員 前の答弁といふの答弁では、だいぶ違うと思うのです。

○廣瀬政府委員 前に答弁いたしましたのは、他制度、農業者年金基金と厚生年金と、それは他制度との通算はない。ただし農業者年金基金に入つた人が一時何らかの理由で外に出られて、また農業者年金基金に入つた場合には、農業者年金基金の初めの期間とあとの期間とは通算になります。そういうふうにしよ上げたわけであります。

○長谷部委員 その点は了解します。それから次に申し上げたいことは、これも前の質問者が御質問があつたと思うのですが、相続の関係です。生前贈与の特例が認められておるわけでありまして、この認められておるものは、私の理解では、土地部分だけではないか。土地に付随いたしまして建物なりその他の資産があるわけですか。そういう場合の取り扱い一体どういうぐあいになっているのか、この点を農政局長にお尋ねしたい。

○池田政府委員 いまお話しがございましたように土地だけ、農地だけでございまして、その上にありますような償却資産等は、これは生前一括贈与の対象にならないわけでございします。したがって一般の原則に従うはかばかしいわけでございします。

○長谷部委員 それから次に農林大臣にお尋ねをしますが、この農林省からいただきました法律公布以降のスケジュールという資料をいま見ているわけでありまして、この法律が施行になった場合に、八月の上旬にはもう設立委員の指名を行なう。それから理事長や監事となるべき者も指名をする、こういう作業の段取りを予定しておるわけでありまして、そこで農林大臣にお尋ねしたいことは、この特殊法人の場合、設立委員は即評議員に

なるんじゃないかと私は解釈するわけでありまして、この評議員会というものは調査審議機関であります。したがって、これでは歯どめにならないじゃないか。少なくとも民意を民主的に反映をさせるためにはこれは決議機関、こういう形に変えていくべきではないか、そこで初めてこの基金の民主的な運営が保障されるのではないかと、こういうぐあいに考えるわけでありますが、これに対する御見解を承りたいわけですが。

○倉石国務大臣 農業者年金基金は、あなたも御存じのように特殊法人でありまして、大ぜいの人の資金を扱うものでありますので、政府は十分な監督をいたさなければなりません。そこで、しかしながら大ぜいの人に参加したしていただく基金でありますので、その運用につきましては十分にひとつ多くの人の意見を徴せられるような制度を採用いたしてまいりたい、こういうふうに思っています。

○長谷部委員 運用については十分留意をする、こういうことでありますけれども、政府の方針として、いわゆる公社、公団というような特殊な法人は極力つくりたくないのだ、こういう方針をとっておられると私は理解をしております。今度も、任命制度であるならば、厚生省なりあるいは農林省が直接これを実施をして運営をしていって何ら差しつかえないのじゃないか、こう私は思うのですが、それをわざわざ特殊法人というものをつくりななければならぬ理由、また従来とってきた方針と食い違ふけれども、あえてこにつくらなければならぬ理由は那邊にあるのか、この点ひとつ承っておきたいと思ひます。

○倉石国務大臣 政府が直接にこういうことをいたしますと、役所だけの考え方では運営をしていかなければなりません。今度の年金制度のような多くの農村の人々の掛け金を取り扱い、また離農される人々の農地の買入れ等もいたしたりしなければなりません。そういう仕事はやはり別個な法人格を持たせたものが必要ではないかということ

で、特に特殊法人にいたしましたわけでありまして、したがって、それは政府が直接いたすよりも、なるべく多くの民意を反映し、尊重していかれるような運営をするにはこのほうがいい、こう思つたわけでありまして。

○長谷部委員 次に、理事長、監事、これを八月上旬までに指名をする、任命をする、こういう段取りを考えておるようでありまして。こういう人事を進める場合に、大臣としてはどういふ基準で選考されるのか。巷間伝わっているところによりますと、すでにこの基金の理事長なりあるいは役員というものはおおよそ内定をしておる、こういうことを聞いておるわけであります。その辺から考えますと、どうも人のために機構をつくる、こういう感を深くするわけであります。いわゆる退職官僚の失業救済という色彩を非常に強く感じるところであります。そういうことは私は好ましい姿でないと思うのです。この際、大臣はどういふ角度から、どういふ基準で役員を選考されるか、御見解を承っておきたい、こう思うわけですが。

○倉石国務大臣 ただいまのお話で、もう人がまわっているようなお話でありましたが、私が農林大臣であります。私が知らない人間がまわっているわけはないのであります。私が腹をきめまして、厚生省その他政府部内で十分に相談をいたしまして、社会的信頼性があり、農業の問題にも十分な理解を持っているりばな人物をひとつ選び出したい、こう思つておるわけであります。

○長谷部委員 これで終わりますけれども、先ほど私どもの松沢委員からお話がありましたように、今日まで農業経営を守ってきた者は単に経営主だけでなく、その妻の努力というものが非常に大きかったと私は思ふのであります。ところが今度の農業者年金制度を見ますと、経営主一人だけだ。妻の場合は国民年金には加入できませんけれども、農業者年金の対象にはなつておらないわけでありまして。三十年も五十年もむしる経営主よりも苦勞されて農業経営をささえてきた妻に対する取り扱いというものがきわめて冷たいのではな

いかと私は考えるわけでありました。したがって、これは将来当然検討を要すべき問題ではないか、こういううまいに私は考えるわけでありました。この点をまず承っておきたいと同時に、経営主一人だけが年金の対象になるわけでありましたが、いまの民法上、憲法上からいいますと均等相続になつていくわけですね。ここら辺にも、この法を運用していく場合の一つの疑念があるわけなんです。

この二点について当局の御見解をただしまして、私の質問を終わりたいと思います。

〔委員長退席、小沢(辰)委員長代理着席〕

○倉石国務大臣 これは先ほど来申し上げておりますように、農業政策の一環として考えておりましたのでございまして、やはり妻はいまお話のありましたように、他の公的年金の恩典に浴するものであります。これは経営移譲というところに重点を置きました特殊な制度でありますので、お話はよくわかりますけれども、私はやはり政府提案のようなやり方が一番いい、このように思っております。

第二番目の問題は、憲法論がありましたけれども、憲法上は一向差しつかえないと理解しております。

○長谷部委員 以上で終わります。

○小沢(辰)委員長代理 津川武一君。

○津川委員 私は、すべての国民が老後の生活が保障できるような総合的な年金を共産党は主張しているわけですが、その立場から質問してみますが、大臣の都合があるそうですから、大臣はなぜ一部の農民を対象にしたか、それから経営移譲年金の二点について伺います。

そこで第一ですが、日本の農業が貿易の自由化で外国農産物に圧迫をされ、その発展がはばまれており、肥料、農薬、農機具など大資本や市場資本の搾取にあえぎ、その上後継者は大資本に安い労働力として吸収されて、農業労働は老人や婦人の肩に重くのしかかっている現状に照らせば、そうした苦役に耐えている老人、婦人を含めてすべ

ての農民に年金を提供し、その老後を保障してやらなければならぬと考えておりますが、政府案によりますと、今回の年金の対象の主なるものを、五十五歳に達していない戸主である農民、五十歳以上耕作している農家を対象として考えておりますが、なぜこのようにしたか明らかにしたいです。

○倉石国務大臣 わが国の社会保障制度というのは、津川さんも御存じのように、終戦後アメリカ側の示唆等もありまして、まあ一口に俗なことばでいえば、身分不相応に理想的な柱をたくさん立てました。しかし財政力が伴いませんので、十分な肉づけが行なわれておるとはいえませんが、十分も、逐次改善されてかなりな社会保障の制度が打ち立てられてきております。したがって、一般的にはこの社会保障制度をますます充実することは望ましいことではあります。その柱を立てて、その柱によつていま恩典に浴してある、御存じのとおりであります。

しばしば申し上げておりますように、今度の農業者年金というのは、農業政策の考え方も十分に加味し、そして規模を拡大してつづける農業をやつてまいりたい。いまちょっとあなたのお話にありました国際的な競争力にも勝つていくような農業の体質をつくりたい、そのためには規模を拡大する必要がある、こういうことで、それには農業の方がもう今日は労働力不足を訴えられているようなときでありますからして、転業をしたいと言われるならばもっと所得の多い職場に就職されることが十分可能でありますことは御存じのとおり。したがって、そういう方々が自分が選択されました、そして農業をやめようという方、こういう方は離農していただきやすくすることが必要である。そうでない方も、やはり経営の若返り等をしていただいて生産性を上げていただくという考え方のもとに、基本的には経営移譲ということに前提にして、究極するところやっぱり農業の体質改善という目的でございまして、この法案のよ

○津川委員 大臣が、もう一つはこれは年金制度として、福祉制度としての要素もあるというのが、いままでの質疑の中で明らかになっていくわけですが、とすれば、福祉的な年金を受けなければならぬ老人、経営規模の小さな農民、この人たちが今度の政府案の年金においては何か疎外されている、じゃま者扱いされている、ことばが悪いかわかりませんが、何か敵視されているみたいに思いますが、そういう考えは毛頭ございせんか。

○倉石国務大臣 お互いに代議士の仲間ですからざつぱらんに申し上げますが、あなたは十分事情を御存じであなたの御意見を述べていらつしやるんじゃないかという気がするのでありますけれども、農業を維持、強化していくという考え方に立つておるといことは先ほど来申し上げておるわけでありまして、したがって、その経営規模の小さな方々は、御自分で御判断なさつて、そして離農したほうがいい、他に転職したほうがいいというの、われわれはしばしば申し上げておりますように、政府全体でそういう方の新しい職場をさがすということ、職業訓練もいたしまして、地方に産業も分散していきましょ、こういうことでありますから、しかもまた兼業でもいいから農業をやつていたいという方は、これも農林省がしばしば申し上げておりますように、自立経営農家を中核にしてその中にこの多数の兼業農家も入つていただいて集約的な営農をやろう、こういうのでありますから、そうでないことは期待する人はないじゃないかと思うのですが、そういうこととありますので、そういう小さな人をないがしろにするなんという要素はちつともないわけでありまして。

○津川委員 それでは少し具体的な例で聞いてみますけれども、昨年の四月、東京荒川の架橋工事で青森県の出かせぎ者七人がなくなりましたが、そのうちの一人、外崎久仁太郎さんという人の一家は、いま六十歳をこした老夫婦二人、まだ学校に通つておるお孫さん三人、そして段々畑と傾斜地に開いた田舎を五十五歳ありません。そ

の上父は中風です。こんなうちこそ年金が必要ですが、この田や畑は売ろうとしても買手がつかない。こうした人がいま恩恵を受ける道はないのでございまいしうかしら。これこそ私はほんとうに離農もしたい、こういう方だと思つたので、大臣がいま選択の自由があると言つたけれども、この人には選択の自由もないと思うので、お伺いするわけでありまして。

○小沢(辰)委員長代理 津川君に申し上げますが、大臣はよろしゅうございませぬ。

○橋本(善)政府委員 ただいまの御指摘のようなケースの場合であれば、これはむしろ農業者年金の対象で云々するよりも、わが国の生活保護の体系の中で照合していくほうが当然であらうと考えます。

○津川委員 せっかく生活保護関係の方、来ていただいておりますので、この場合どのくらい生活保護の金になりますか。

○宮嶋説明員 生活保護は、先生御案内のとおり一級地から四級地までございまして、特にいなかの場合は四級地であるうかと思つて、四級地の場合、大体一人につきまして月額七千円程度の額に当たろうかと思つてます。

○津川委員 大臣が帰られるそうですから、大臣に次に経営移譲年金についてですが、政府のほんとうのねらいはどこにあるかということなんです。政府は農業政策と老人対策の両面を兼ねておるといふことを口すっぱくいままで言つておりましたけれども、ほんとうに経営移譲年金であらうかという、この意味でございまして、このごろ農民たちが口にしてゐることは、首切り年金だ、しかもこれまでの質疑で明らかになつたように、農民の掛け金で農民を追い出すのではないか、こういうことなんです。実際に経営移譲しなければ六十五歳で年金が三千六百元、経営移譲すれば二十一年で一万六千円、二十二年で二万円、二十五年で二万四千円、三十三歳で三万六千円、二万円の差で、こうなつてくると、だれでもがこれは経営移譲年金だというふうに解釈しないかしらということなんです。

金らしい金額というか、何かお金を手にしたなあという気持ちになるのは、経営移譲しなければできない。農民の老後を案する年金ならば、経営の移譲の有無、そこに差をつけてはいかぬと思うのですが、経営移譲の有無にかかわらず年金らしい年金をこの法案に盛り込んだかということであります。

○倉石国務大臣 いまでもすでに農外所得が大体半分余り、農業といわれる中で平均してあるようでありすが、つまり規模を大きくしてまいるために離農しやすくなるというところは、小さな農業でもそのままやっていくというお考えの方もあるかもしれないけれども、わが国の農業はそういうような考え方で対抗していかれない、こういうところの問題があるのではないかと思っています。ただいまわが国の農作物の価格が高いたかいろいろいわれておりますけれども、いまの国際情勢の中で競争してやっています。これは、やはり自由化というものに直面して、これと競争していかねばなりませんので、農業全体として他産業に比較して劣らないような所得を得させることが必要でありますので、そこでいま首切りというお話がありましたけれども、昔は貧農切り捨てということばがよくありました。いまはそんなことは、どこでそういうことを言いますか。大体農村の労働力がなくて困るといわれておるのは、農村の労働力がそれだけ高く評価されているということなんです。これをやはりむだにしてはいかぬと思うのです。したがって、私もそれはそういう労働力には現金所得を得させるようなことをやって、そうして職業を転換するためにはあらゆるお手伝いをいたしましょう。そのほうがよければそういうふうにお迎えなさるし、どこまでも農業をやりたい人は、先ほど申し上げましたように、自立経営の農家を中核にして集団的に、そういう人たちも含めて大きな集団経営をいたそうではないか、こういうのでありますから、やはり離農を促進するということは日本農業を守るために大事なことはないか、こういうわけ

けでありますから、農業を守る意味の経営移譲である、こういうふうにとつ御理解をお願いしたいと思います。

○津川委員 大臣にもう一つだけ。

大臣の言われたとおりだと私も思います。そこで、共産党の経営規模の拡大、これは国有林野を使うとか、干拓、開拓をやるとか、それから若い能率のあがる農業労働力を維持するということには賛成ですが、この場合、強制ではなくて自主的な形でやるべきだ。そこで、大臣がいまやっておる、いわゆるあなたたちの総合農政、この三本柱は、一つには経営基盤でしょう。二つ目には近代化でしょう。もう一つには若い労働力を得るための離農なわけですね。そこで、経営基盤のために、昭和四十四年度だけでも土地改良を促進するために一千八百億くらい出しています。近代化のためには、四十五年度予算で三千億円計上しています。これがあなたたちのやっている総合農政。とすれば、総合農政の一端としてあなたたちが進めている離農政策、これは当然国が基盤に突っ込んでいられるに、近代化に突っ込んでいられるに責任をもってお金を出さなければならぬ、こう考えているわけですね。私たちは離農を強制しません。しかし、あなたたちは三本の柱としてやってきているのですから、当然これは国の負担でなければならぬ、こう考えておるわけですね。どうでございましょう。

○倉石国務大臣 共産主義の社会では強制的に、昔といまは違いますけれども、いろいろな政策で動かしておられるようでありすが、私も、私もやはりそういう強制力ということもさることながら、いまの任意加入、強制加入の点がありますけれども、これらの制度としてそのほうがいいから用いているわけでありすが、規模を大きくしていかなければならぬということにあなたにも御賛成をいただいたわけでありすが、そういう意味で、私もはできるだけ離農しやすくするためにできるだけのことをしてあげたいと思うのでありますが、これは御存じのように、先ほど

来お話しがございました年金制度でございますので、やはり他の公的年金との振り合いもございまして、今度のようないやうな方々が今日としては妥当なことではないか、こう思っています。

○小沢(展)委員 長代理 津川君、十分間という約束ですから、切りがないから……

○津川委員 大臣があれを言ったから、一言言わなければだめです。これで終わります。

そこで大臣、今度の農業者年金には強制がありますね。ところが、社会主義の農業政策では強制はありませんよ。納得すくすくです。特に日本共産党では、ほかの党になんか影響されないで、農民に納得すくすくという点だけを大臣に申し上げて、けっこうでございします。

先ほど述べたように、私たちは全額国庫負担で年金を支給すべきだと考えています。しかし、当面の年金が受益者負担になっていますので、農業年金の場合にも幾らかの受益者負担はやむを得ないと思ひ、しかしその場合、負担の可能な低い掛け金にしてやらなければならぬと考えています。そうした立場からすれば、政府の今回の農業者年金では農民の負担が高過ぎませんかということ。具体的にいえば、国民年金では四百五十円で九千六百円の給付です。経営移譲しない農民は、七百五十円掛けながら給付は三千六百円という低さです。さらに国民年金所得比例の強制加入によって三百五十円の掛け金、これも三千六百円。合わせて千円という、国民年金の二倍も取られながら、受け取る金額は七千二百円。そうなるべくと、少し高過ぎませんか。せめて国民年金の分まででもこの掛け金を低くしてみないかということでありまして。

○橋本(龍)政府委員 数字のとり方は、いろいろなとり方がございします。先生のいまとられたような比較のしかたもあるでございましょう。しかし逆に国庫負担の量からいくなれば、国民年金の定額部分三分の一、あるいは所得比例部分に対する国庫負担は四分の一。それに対して、農業者年金の国庫負担は四二・二一％でございします。それ

からいくならば、逆にこの農業者年金という制度に対しては、国は他の年金制度を越える負担をしておるということも言ひ得るわけでありまして。

○津川委員 私たちは全額国庫負担が当然要求されるべきだと思ひ、政府の立場から言っているのではありません。受け取る国民、農民の立場からいって高いと言ひ、あなたたちは支給する国の立場からお金を出し惜しんで、ここで国が出し過ぎるなどという言ひを言ひ出しているわけですが、もう一度その点、受け取る国民の立場から明らかにしていただきたい。

○橋本(龍)政府委員 受け取る国民の立場からいふならば、ある金額を保険料としてちょうだいいたしますか、あるいは租税としてちょうだいいたしますかの差があるだけでありまして、国庫の出どころは一つでありますから、形が変化するというところ以外には私は別に問題はないと思ひます。

○津川委員 それでは、基金の積み立て金と余裕金の運営についてです。共産党では、この積み立て金と余裕金が、わが国の年金給付をよりよいものにするため、または老人ホーム、老人住宅その他の老人施設の拡充などに優先的に使用すべきだと思ひますが、政府もそのとおり考えていますか。

○橋本(龍)政府委員 年金の積み立て金の運用というものは、まずその加入者の方々の福祉にプラスをするというのが一つと、同時に、「安全かつ効率的」という一つの基本原則があります。その範囲内で行ないます業務については、いろいろなやり方もありまして、私もその点を十分に満

足させていくつもりであります。○津川委員 それでは、政府案の八十九条では「安全かつ効率的」といっています。農民の福祉向上のために運用するとしていないのはなぜでしょうかといいたいです。もっとも、政令で定める基金の目的と性質に応じて運用するといっていますので、年金の基金運用の三大原則の一つである福祉性を貫いていると思ひ、それでよろしいが、農地の買い入れや売り渡しなどに主として利

用されるのではないでしようか。この点を明らかにしていただきたい。

○橋本(龍)政府委員 先ほど申し上げましたように、その基本的な原則にたがわれない限りはいかような使用の方でもできるであらう。しかし、農地の買上げあるいは売り渡しあるいはそのための融資という業務、広くやはり農民のために資する政策であることは確かであります。

○津川委員 八十九条で、どうして福祉のために利用するということをうたわなかったわけですか。

○橋本(龍)政府委員 それはあたりまえのことであらうとして、わざわざ書く必要を認めませんでした。

○津川委員 それではさらに、厚生年金や国民年金のように、その積み立て金を大蔵省の資金運用部に預けるのでしうか。大蔵省の資金運用部に預けられますと、財政投融資の一部となり、その一部は軍需産業や大企業のために利用されることにもなるのですが、そういった心配はないでしうか。

○橋本(龍)政府委員 中には一つの投資として預ける部分もありましよう。あるいはその債券等を購入するものもあるであらうが、主としてむしろこれは自主的に運用をしていくつもりであります。

○津川委員 いまの次官の御答弁でいきますと、年金の積み立て金、余剰金の三大原則、その中の福祉性というものが失われているんじゃないでしうか。

○橋本(龍)政府委員 これは信用していただけるかどうかの問題でありまして、何万言を費やしても、先生が御信用いただけなければやむを得ないことではありますし、私どもは福祉性は貫くつもりであるというところは最初に申し上げたとおりであります。

○津川委員 その次は、年金の調整資金のことですが、物価が非常に長く続いて上がっておりますし、そうしてまた今後も上がり続けるであろうと

思います。そうすれば、国民が受け取る年金は国の責任で物価にスライドするように調整しなければ、汗水流して掛けた掛け金がほとんど同様に減ってしまう。こうしてスライドすることは私たちの方針でございますが、この法律の第三十三条は、こうした調整をしてくれるに十分でございますしうか。年金を制度としてささえていく血とも肉ともいふべきものは、この国家の調整機能ですが、法案では、著しい変動が生じた場合に改定の措置を講ずるといっておりますが、この十年間、物価指数は毎三年ごとに二〇%から上がっております。こうしたことは著しい変動とみなして、年金の給付額を上げなければなりません。現状に照らして政府の見解を明らかにしていただきたい。

○橋本(龍)政府委員 今年も国民年金法の改定を行なったものを御審議を願ひ、衆議院はすでに通過をして参議院に送付をされたわけでありましてけれども、私どもは著しい変動のあった場合、必ずしも財政再計算年度でなくとも、今日まで補正の措置は講じてまいりました。この年金を今後運用していく場合にも同じ考え方であります。

○津川委員 大臣がいり、いなかったりしたもので、すくなく少く順序を変えたが、高齢者のこととでございます。農民は七十歳になっても農業をやっておりますし、私も現実に七十をこえて出かせぎに出てゐる人を知っております。こうした老人は、むすこたちに東京や大阪などに連れ出されたりするし、しかし一人農村に残って腰を曲げ、手足をすり減らして血を流しながら農業をやっているが、この苦勞に耐えかねて自殺している農民さん、このごろ出ております。自殺といへば、厚生白書によれば、農民を含めた六十歳以上の老人は、年四百五十人から生活苦から自殺しています。こうした老人を福祉年金で守ってやらなければならぬのですが、今回の法案では、この人たちに

はいささかの光も当たっていないように思いますが、福祉年金の老人年金の本質として、これではないでしうか。

○橋本(龍)政府委員 福祉年金ということでありまます。先ほど申し上げた今回の国民年金法の改正分においても改定を加えております。そうしてその国民年金制度の上に組み立てられたこの農業者年金というものは、なるほどいまいお説のような、現に年をとっておられる方を対象にしたものはございませぬ。しかし、年金というものの本質からいへば、年金保険というものの本質からいへば、今日たまたま、スタートした時点から、全然その拠出を行なっておられない方を農業者年金として対象にすること自体には問題があります。これは先生も御承知のとおりでありまして、それは現在行なわれておる国民年金の中の福祉年金であるとかその他の施策におきましてお手助けをするのが当然であり、現に私どもも全力を尽くしておるところであります。

○津川委員 とすると、厚生省がこの委員会の審査の中で、社会保障としての農民の老後保障としての年金制度だということを、かなり口をすっぱくして言ったんですが、その様態は見られないのじゃないでしうか。

○橋本(龍)政府委員 どういう御理解をいただいたのかかわりませぬけれども、そういう様態が見られないとは、私は考えておりません。

○津川委員 最後に、共産党のまとめた見解を申してみますと、劈頭に述べたように、すべての国民に憲法二十五条で保障しておるような生活ができるような年金を、しかも全額国庫負担で、無拠出でやることをわれわれは考えているわけですが、いままでの委員会の中でそういう面はなかなかかはられておらない。そこでいまは農業の現状がこうだったので農業者年金として提案されたんでしうけれども、近いうちにこれを総合的な年金に、日本のすべての国民に老後を保障する意味において、総合的な年金をつくるという考え方はないでしうか。

○橋本(龍)政府委員 現に総合的な年金制度として国民年金制度がございます。これ以上新たに何らかの形の年金を、国民全体を対象にしてつくる

といひましても、現に国民年金という制度があるわけでありまして、これをどう変革していくかということはありましようけれども、別な制度をつくる必要性があるとは、私は考えておりません。

○津川委員 厚生省と論争する腹はありませぬけれども、年金がいろいろありますね、厚生年金もありますし、国民年金もありますし、石炭にもあります。今度これです。何か個々ばらばらで、みんな違つたり合ひで、憲法のもとに国民は平等でなければならぬという立場で貫いていない。まあ、その点は議論しませんが、この点で総合的なものを考えてみる腹はないのか、もう一度……

○橋本(龍)政府委員 先ほどから憲法二十五条に保障されている権利を侵しておるのかのような、それを侵し、なおそれに達しておらないかのような御発言が繰り返されておりますが、これはきわめて心外であります。私どもは憲法二十五条に保障されている、いわゆる最低生活の権利というもの、現在の生活保護法の保護基準の中でまかなつております。四級地の場合、現在たしかお年寄りの夫婦で一万四千円程度の金額と記憶しておりますが、この農業者年金におきましても一万六千円という、それを上回る金額を出しておるわけでありまます。これらの諸制度、いろいろの年金制度というものの、憲法二十五条を侵しておるのかのような御発言だけはお慎みを願わなければならぬ、私どもは、現在できる限りの手段をつくしておるわけでありまますから。

○津川委員 憲法論も、これは議論しませんが、高齢者年金で千八百円もらつていて、憲法二十五条で保障している生活ができてゐるからでいいないかは、橋本政務次官、胸に手を当てて考えてくださればわかりますから、私はこれ以上論争をいたしません。

そこで第二の問題。今度の農業者年金で、かなり除外されている人たちがあつたので、すべての農民に年金がいきけるようになつたので今後この年金を改めていくつもりがあるかどうか、答え

ていただきます。

○橋本(龍)政府委員 新たに発足させる制度でありますから、これは机上で議論をいたしましたし、しかも、お互いに行き違ふ点多々あります。しかし、実際に行なつてまいりました場合にいろいろな問題も当然出てくるでありましょうし、いろいろな問題が出てきた場合に、それを事態に即するように改正をしていかなければならぬことは、これはまた当然であらうと考えております。

○津川委員 これで終わりますが、やはり私は、年金を受けるべき人にはかなり生活に苦しい人があるので、全額国庫負担の無抛出の年金が一つの理想目標だと思うのですが、いままで見られているとおり高いので、今度予算編成をするたびごとに、この年金の掛け金を減らしていくという考え方はございませんか。

○橋本(龍)政府委員 諸般の情勢を考慮した結果、決定をいたしました金額であります。財政再計算年次において調整をいたす以外の時期においてこれを云々するつもりはたゞいま持つておりません。

○津川委員 それでは、政務次官は日本の年金の理想像というものをどのように考えているか、ひとつ答えていただきたいと思うのです。

○橋本(龍)政府委員 私はたゞいま厚生省の政務次官であります。個人としての見解を申し述べるに適した地位おりませんので、将来厚生省を首になりました時点で、またあらためて申し上げさせていただきます。

○津川委員 終わります。

○小沢(辰)委員長代理 次回は、五月六日開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後七時三分散会

昭和四十五年五月十二日印刷

昭和四十五年五月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局